



グローバルな第一歩

韓国留学の手引き



Ministry of Education
National Institute for
International Education

目次

韓国留学

I. 韓国の教育制度	04
II. 留学準備	07
III. 語学教育	10
IV. 留学経費	14
V. 出入国管理	20

就職・定住

I. 就職準備	28
II. 職場生活	39
III. 進路+就業関連のビザ	41



生活情報

I. 住居生活	46
II. 医療保険	49
III. 運転免許の取得	51
IV. 銀行業務	52
V. 携帯電話の開通	56
VI. 郵便サービス	57
VII. リサイクル品の分別排出案内	60
VIII. 犯罪予防	61

付録

国民の祝日	64
実用韓国語	65
国立国際教育院の紹介	66
緊急連絡先	67
駐韓外国大使館の連絡先	68

Guide 1

韓国留学

#賢い留学生活



I. 韓国の教育制度	04
II. 留学準備	07
III. 語学教育	10
IV. 留学経費	14
V. 出入国管理	20

I. 韓国の教育制度

学制

年齢	3~5歳
システム	幼稚園
学年	
タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 保育園/ 保育施設、幼稚園
年齢	6~11歳
システム	初等学校
学年	1, 2, 3, 4, 5, 6
タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 初等学校・公民学校(6年) 各種学校(4~6年)
年齢	12~14歳
システム	中学校
学年	7, 8, 9
タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 中学校(3年) 放送通信中学校・産業体付設中学校、産業体特別学級(3年) 高等公民学校、各種学校(1~3年)
年齢	15~17歳
システム	高等学校
学年	10, 11, 12
タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校(3年) 放送通信高等学校・産業体付設高等学校、産業体特別学級(3年) 高等技術学校、各種学校(1~3年)
年齢	3~17歳
システム	幼稚園, 初等学校, 中学校, 高等学校
学年	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12
タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 特殊教育対象の学生だけのための学校(特殊学校)
年齢	18~23歳
システム	大学校
学年	13, 14, 15, 16, 17, 18
タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 大学(2~6年) 産業大学・教育大学・放送通信大学・技術大学(4年) サイバード大学・遠隔大学・社内大学、各種大学(2~4年) 専門大学(2~3年) 特性化大学・ポリテク大学(2年)
年齢	22~29歳
システム	大学院
学年	19, 20, 21, 22, 23
タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 大学院(3~5年)

※ 出典：Education in Korea 2023, 教育部

1. 教育制度一般

韓国の教育制度は、幼稚園(3年)-初等学校(6年)-中学校(3年)-高等学校(3年)-大学校(4年)で構成された6-3-3-4制度を施行している。そのうち、初等学校(日本の小学校)6年と中学校3年は義務教育に当たり、無償で教育を提供する。

課程	学校	学生の年齢(満)	教育期間
幼稚教育	幼稚園	3~5歳	3年
初等教育	初等学校	6~11歳	6年
中等教育	中学校	12~14歳	3年
	高等学校	15~17歳	3年
高等教育	大学校	18歳以上	4年

2. 教育課程

幼稚園

幼稚園は設立主体によって国立(国)、公立(地方自治体)、私立(法人又は個人)幼稚園に分ける。幼稚園では別途の教科書と教科目なしに、幼児の発達に合わせて遊び中心の教育が行われるが、一般的に正規教育課程(一日4~5時間程度)と放課後課程が提供される。

初・中等教育

初・中・高等学校の学期は毎年二学期に分けて運営される。1学期は3月1日から学校の授業日数・休業日及び教育課程運営を考慮して学校の長が定めた日まで、2学期は1学期終了日の翌日から翌年2月末までである。学期の間には休みがあるが、一般的に7~8月の間に夏休みが、12~2月の間に冬休みが実施される。

高等教育

韓国の高等教育機関は、専門大学(2~3年制)、大学校(4年制大学)、大学院に大きく分けられる。最近では情報通信技術の発達に伴い、主にe-Learning講義が行われるサイバードームも設立・運営されている。そして、大学院課程(修士、博士学位課程)は一般的に4年制大学で提供される場合が多いが、最近では学部課程なしに大学院課程だけを提供する「大学院大学」も運営されている。

分類	大学		大学院	
学位課程	専門学士	学士	修士	博士
修学年限	2~3年	4~6年	2年以上	3年以上

(1) 大学

韓国の大学が提供する課程は次のとおり。

正規学期 プログラム	春と秋の正規学期に韓国内の学生と一緒に一般正規講座を受講する課程である。韓国語で行われる一般教科と外国語で行われる一般教科があり、卒業後に学位を取得できる。
交換学生 プログラム	大部分の韓国の大学は、外国の姉妹提携大学との交流協定に従って学生を相互交換し、外国の相手大学で一定期間修学させる交換学生制度を運営している。交換学生に応募する学生は、一定レベル以上の学科成績と外国語能力を備えている必要がある。
季節学期 プログラム	外国人留学生は、夏休みや冬休み中に正規教科や韓国語を含めその他の科目を受講できる。
英語 専用講座	現在、大学教育の国際化に関心を持つ大学は、全体講座のうち30%ほどを英語で講義している。 大学院の英語専用講座の割合は学部よりも大きい。一部の大学は国際学部を設置して、全講座を英語で講義している。
韓国語 研修課程	多くの大学が付設語学研修機関を設立して、外国人のための韓国語講座を開設している。3~4週間の短期課程は、短期間での集中したコミュニケーション能力の向上を目標に運営されている。10~40週間の正規課程は、実生活に関連した課題活動を通じてコミュニケーション能力を向上させ、文化授業を並行して韓国文化に対する理解を深めることによって、学習の効果を高めようとしている。

(2) 大学院

韓国の大学院は、学術研究中心の一般大学院と実務中心の専門大学院に分けられる。

修士課程の授業年限は2年以上である。普通、24単位を取得することとしている。修士学位を取得しようとする者は、所定の単位を取得して一定の試験に合格した後、学位論文を提出して審査委員3人以上の審査を受ける必要がある。

博士課程の授業年限は3年以上である。普通、36単位を取得することとしている。博士学位を取得しようとする者は、所定の単位を取得して総合試験に合格した後、学位論文を提出して審査委員5人以上の審査を受ける必要がある。

博士後期課程は、博士学位取得後に研究を続ける課程である。現在、多くの韓国の大学はBK21事業を行うため、博士後研究員を招いて研究プロジェクトを進めている。

II. 留学準備

大学を選択する際は、様々な経路を通じて資料を収集し、総合的に判断して修学大学を選定すること。(例: ポータルなどで大学名を検索して関連記事を読む、大学が作成した広報資料と外国人留学生コミュニティの留学体験記を調べるなど)韓国の大学は様々な修学課程を提供しており、修学課程別に授業年限が異なる。大学別に提供している修学課程には差があるため、留学希望者は本人が入学を希望する大学の教育課程を事前に確認しておくこと。

留学希望者が希望する期間内に留学目的を成し遂げるためには、大学修学課程別に求められる資格要件と修学年限、志願手続きと書類、そして留学経費などについての情報を取得する必要がある。

1. 志願資格

学位課程	資格要件
専門学士、学士	自国で初・中等教育課程を全て履修した者(12年課程)
修士	学士学位所持者
博士	修士学位所持者

※上の志願資格は一般的な基準で、志願しようとする大学の募集要綱の事前確認が必要

※12年未満の学制国の場合、該当国で初・中等学校の全課程を履修し、入学しようとする大学の長が卒業証明書などの証憑書類で確認した場合に入学が可能

2. 志願時期

韓国の大学の学期は春学期と秋学期に大きく分けられ、春学期(3月入学)は主に前年度の9~11月、秋学期(9月入学)は主に当該年度の4~6月に入学申込を受け付ける。入学書類の出願時期は大学別に多少差があるため、留学希望者は入学を希望する大学の公式サイトなどを通じて、出願締切日を事前に確認しておくこと。

3. 志願手続き

外国人留学生の一般的な入学手続き

* 入学準備段階



大学と学科を選択

(韓国留学総合システム<https://www.studyinkorea.go.kr>、各大学の公式サイト、在外韓国公館に問い合わせ)

入学願書の要請と書類準備

類準備

入学願書と必要書類

送付

入学許可書取得



ビザ関連書類を準備

(在外韓国公館、<https://www.immigration.go.kr>に問い合わせ)

ビザ申請

ビザ取得

4. 選考方法

最近ではインターネットを通じたオンライン出願方法がよく用いられる。

学部課程の入学は新入学と編入学に分けられる。新入学は高等学校の学歴以上を持つ者の場合に志願でき、編入学は一定期間以上大学で修学したか、専門大学以上の学位所持者の場合に志願できる。大部分の大学が主に書類選考で学生を選抜するが、一部の大学は面接や試験を実施する。志願しようとする大学の選考方法を事前に調べて準備しておくこと。

* 志願に必要な書類

ビザ発給(認定)申請書、教育機関の事業者登録証、標準入学許可書、家族関係立証書類、最終学歴立証書類、財政立証書類

※ 申請期間、提出書類、選考日程などは各大学や学部によって異なるため、詳細は必ず志願学校の募集要綱を参考のこと。

※ その他大学と専攻情報は、韓国留学総合システム(<https://www.studyinkorea.go.kr>)で検索

※ 書類の種類によって(主に最終学歴証明書)翻訳公証又はアポスティーユ確認などを求める場合がある。

* アポスティーユ制度

外国で発給した公文書を領事の確認なしに国内で認めもらうための確認制度。世界124カ国(2023.11.7.)がアポスティーユ協約に加入している。<https://www.apostille.go.kr/gb/app/appAppl.do>

Tip. 韓国の大学の主な学士用語と内容

受講申請	毎学期が始まる前に受講しようとする授業を登録すること
講義評価	毎学期末に先生の講義を評価すること
休学(申請)	学校の許可を得て一定期間学業を休むこと (外国人学生の場合、学校の休学許可を得た日から15日以内に出国すること)
復学(申請)	停学や休学中の学生が再び学校に復帰すること
学事警告	毎学期末の成績平均が各学校で定めた一定の基準(4.5満点中1.5~2.0、学校と学年ごとに基準が異なる)に至らない場合受ける警告、3回累計で除籍(ビザ延長時に不利益を被ることがある)
転科	学校の許可を得て専攻を変更すること
複数専攻/ 副専攻	入学当時の専攻以外に他専攻(もしくは学科/学部)の所定の単位を申請・履修する と、複数学科の専攻をすべて履修したものとみなすこと 一般的に学位授与時に並行表記される
英語専用講座	講義、試験などを100%英語で行う講義 ※ 英語専用講座大学をETSで検索可能
除籍	各種の事情で学校から学籍がなくなることを意味する
自退	学生本人の意思で自ら学校を退学すること

III. 語学教育

韓国で学位課程に進学する前に韓国語の勉強が必要な場合には、大学付設韓国語研修機関、無料韓国語講座を通じて韓国語を身につけることができる。

1. 大学付設韓国語研修機関

韓国での大学進学を目的とする学生が最もよく活用する方法で、話す・聞く・読む・書く、のすべての部分に対し体系的に学習できる。大部分の正規課程授業は、週平均20時間ほどの授業を約10週のプログラムで行い、授業料は約120～180万ウォン程度である。成人学習者を対象に授業が行われ、月1回文化体験(周辺地域の観光と韓国伝統文化体験)が提供されるところもある。

(1) 入学手続き



書類受付



書類審査



授業料納付



入学許可書発給



ビザ申請と延長

(2) 提出書類の例

ビザ発給認定申請書、パスポート、標準入学許可書、最終学校の成績と卒業証明書、財政立証書類(1千万ウォン相当)、研修計画書

※提出された書類は一切返却されず、国別・学校別に必要書類が異なるため事前に各学校の公式サイトを通じて確認しておくこと。

(3) 段階別正規課程プログラムの例

入門	<ul style="list-style-type: none"> ・ハングル字母の正書法と音価、音節構造の特性を理解 ・基礎単語と簡単な文章を理解して表現する能力
初級 1	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必須の基礎単語と基本的な文章構造を構成する ・あいさつ、自己紹介、買い物、食べ物の注文など、基本生活に必要な会話を身につける
初級 2	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な発音を身につけ矯正し、音韻変化を識別する ・電話、予約、郵便局・銀行施設の利用など、もう少し複雑な日常生活に必要な実用会話
中級 1	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の一般的な現象と公共施設の利用など、日常的な業務遂行に必要な基本語彙 ・比較的複雑な助詞と連結語尾、終結語尾、補助用言、身近な社会的素材で談話構成、広告/インタビュー/天気予報の理解
中級 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ことわざ、基本的な時事語彙とよく使われる抽象的な語彙と時事用語 ・新聞とテレビを通じて基本的な時事問題を扱い、韓国文化を理解
高級 1	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な慣用語と外来語などを学び、社会現象に関連した抽象的な語彙を勉強 ・政治、経済、社会、文化に対する様々な時事資料と比較的易しい文学作品を勉強
高級 2	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野についての用語と俗語、隠語、略語などを幅広く学ぶ ・政治、経済、社会だけでなく哲学や思想などの抽象的な内容を理解
深化	大学や大学院進学、就職の準備段階として、ネイティブスピーカー並みの韓国語熟達を目標に、教養科目はもちろん専攻科目までも受講できる能力を養う

※ 大学付設韓国語研修機関での受講のために入国する外国人の場合、韓国大使館や領事館で必要なビザ(一般的にD-4)の発給を受ける必要がある。ビザ発給のためには、研修機関の入学許可書と身元保証書又は財政証明書類などが必要で、駐在国の韓国大使館ごとに国籍別に異なる基準が適用されることもあるため、事前に十分に相談してから語学堂に登録すること。

2. 韓国語講座

(1) 無料オンライン学習

一部の機関ではオンライン韓国語教育と共にオンライン韓国語教育を無料で提供している。

- * ヌリ-セジョン学堂 : <http://www.sejonghakdang.org>
- * 高麗サイバーユニバーサルセンター 正しい韓国語 : <http://korean.cuk.edu>
- * EBSドゥリアン : <http://www.ebs.co.kr/durian/kr/course>

(2) 地方自治体と民間団体のプログラム

ソウルグローバルセンターのような地方自治体の外国人支援機関や、外国人労働者のための民間団体で韓国語教室を運営している。

機関	電話番号	公式サイト
ソウルグローバルセンター	02-2075-4180	http://global.seoul.go.kr
水原市国際交流センター	031-248-9394	https://www.swcic.or.kr/
安山市外国人住民支援本部	1666-1234	https://global.ansan.go.kr
大田広域市外国人住民統合支援センター	042-223-0789	https://www.dic.or.kr
全北国際協力振興院	063-280-6100	https://www.jbcia.or.kr
光州国際交流センター	062-226-2732	https://www.gic.or.kr
釜山広域市グローバル都市財團	051-711-6878	http://www.bfic.kr
蔚山広域市外国人住民支援センター	1577-2818	https://www.ulsan.go.kr/global/index
社団法人 韓国移住労働者福祉会	02-858-4115	https://miwel.modoo.at/
韓国外国人労働者支援センター	02-6900-8000	http://k.migrantok.org/

※ 女性家族部が提供する多文化家族支援ポータル「タヌリ」で地域別の韓国語講座検索が可能(13言語に対応 : <https://www.liveinkorea.kr>)

3. 韓国語能力試験(TOPIK)

韓国政府は、韓国留学の質を高めるために外国人留学生に一定レベル以上の韓国語能力を身につけることを求めている。学業と日常生活に必要な韓国語能力が不足している外国人留学生は、韓国留学生活に苦労する可能性が大きいためである。

韓国にある大学に入学するためには、国立国際教育院が実施している韓国語能力試験の成績が必要である。韓国語能力試験は、韓国語を母国語として使用していない外国人などに韓国語学習の方向性を提示し、彼らの韓国語使用能力を測定してその結果を留学や就職などに活用させることが目的である。

大学正規学位課程の留学を希望する場合、一般的に大学入学のためには3級以上、卒業のためには4級以上の韓国語能力試験の成績を取得する必要がある。ただし、留学を希望する大学の学科で英語での授業が行われる場合は、韓国語能力試験の成績がなくとも公認英語成績(TOEFLなど)で入学でき、卒業するためにも必ず韓国語能力試験4級以上の成績が必要なわけではない。

また、交換学生や政府招待奨学生、外国政府の支援奨学生、韓国語研修機関入学生及び芸術・体育系学科入学生の場合は、入学に必要な韓国語能力条件が異なる。当該条件については個別に大学に問い合わせる必要がある。

韓国語能力試験は年間6回(1月、4月、5月、7月、10月、11月)実施され、具体的な試験日程は年頭に韓国語能力試験公式サイトに公示される。韓国語能力試験の評価等級は、初級者を対象とするTOPIK I (1~2級)、中・高級者を対象とするTOPIK II (3~6級)に分けられ、合計点数を基準として受験した試験の中で評価等級が決定する。その他試験に関する詳細情報は、韓国語能力試験の公式サイトで確認できる。

로그인 회원가입 한국어 통합검색 전체메뉴 원격지원

TOPIK Test of Proficiency in Korean 시험접수 성적확인

TOPIK (TOPIK) 안내 토픽 토픽 IBT 토픽 말하기 평가 토픽 마당 STUDY TOPIK

신뢰할 수 있는 TOPIK
한국어 능력시험은 TOPIK

여러분의 한국어 사용능력 향상을 위해 최선을 다하겠습니다.

IV. 留学経費

1. 学位課程登録金

留学生活を成功させる準備として、留学希望者は留学経費を考慮して大学と修学課程を選択する必要がある。国立大学は韓国政府から財政補助を受けているため、私立大学に比べ登録金は安い方だ。大学別に登録金は差があるため、留学希望者は入学を希望する大学の登録金を必ず事前に確認する必要がある。

学位課程	費用(1学期、ウォン貨基準)
専門学士	3,000,000～4,000,000ウォン
学士	5,000,000～7,000,000ウォン
修士	6,000,000～8,000,000ウォン
博士	7,000,000～9,000,000ウォン

※正確な費用は各大学と大学アリミ(<http://www.academyinfo.go.kr>)公式サイトで確認できる。

2. その他の経費

留学生活を成功させるために、留学希望者は大学登録金以外に留学生活に関連したその他の経費(韓国語教育課程登録費や教材費、寮費、生活費など)も考慮する必要がある。韓国にいる留学生の平均生活費は、一ヶ月約750,000～1,000,000ウォンである。登録金以外に考慮すべき経費リストは次のとおり。

区分	予想費用(1ヶ月/ウォン貨)
住居費	500,000～700,000ウォン ※ 寮費は収容人数と食費を含むか否かによって異なる
食費	200,000～300,000ウォン ※ 大学の学生食堂の一食分食費：5,000～15,000ウォン
交通費	50,000～100,000ウォン
その他費用	100,000～200,000ウォン ※ 通信費(携帯電話、インターネット利用料)、医療保険など

3. 奨学金

大学別の奨学金

韓国の多くの大学は、外国人留学生のための様々な奨学プログラムを運営している。大部分の大学は成績によって外国人留学生に30～100%を奨学金として支援しており、大学別の奨学金は各大学の公式サイトを参照するか、韓国留学総合システム(<http://www.studyinkorea.go.kr>)で検索できる。

韓国政府の奨学生

大韓民国政府の各部署(教育部、文化体育観光部、外交部など)は、外国人留学生のための奨学プログラムを運営しており、招待人数を徐々に増やしている。

(1) 教育部：国立国際教育院(<http://www.niied.go.kr>)

・政府招待外国人奨学生

支援課程	学部	大学院
支援対象	世界中の韓国修好国(国数に変動の可能性あり)	
支援分野	全分野	
支援課程と期間	韓国語研修(1年)、 専門学士(2~3年)、学士(4~6年)	韓国語研修(1年)、 修士課程(2年)、博士課程(3年)
支援内容	航空料金、学費、生活費、医療保険、定着支援金、帰國準備金	
選抜人数	約300人	約1,200人
願書受付時期	毎年9月	毎年2月

・優秀交換学生支援

支援対象	外国人学生(成績優秀者)
支援分野	全分野
支援課程と期間	学士(4ヶ月又は10ヶ月)及び修士課程(4ヶ月)
支援内容	学業奨励金、初期定着金、往復航空券料金
選抜人数	-
募集要綱公告	各大学の国際交流局に問い合わせ ※ 学部(前・後期)、修士(後期)

(2) 文化体育観光部：韓国芸術総合学校(<http://www.karts.ac.kr>)

・海外の優秀芸術人材(Art Major Asian plus、AMA+)奨学生

支援対象	本人及び両親共にOECD DAC被援助国の国籍所持者
支援分野	芸術分野(音楽、演劇、映像、舞蹈、美術、伝統芸術)
支援課程と期間	学部と修士
支援内容	航空料金、生活費、韓国語研修、登録金、定着支援金、卒業支援金、韓国語優秀奨学生金、医療保険
選抜人数	-
募集要綱公告	2月

(3) 外交部：韓国国際交流財団(<http://www.kf.or.kr>)

• KF博士後研究フェローシップ

支援対象と分野	人文/社会科学、文化/芸術などの分野で韓国に関連したテーマで博士学位を取得した海外の新進学者
支援期間	1年間(春学期又は秋学期から選択して開始から1年)
支援内容	博士後研究フェローシップにかかる研究費 ※ 支援額は申請額と現地の状況を勘案して審議を経て最終確定
選抜人数	-
募集要綱公告	選抜地域ごとに相違

• KF大学院生奨学支援

支援対象と分野	人文/社会科学、文化/芸術などの分野で韓国に関連したテーマで研究を行う海外地域の修/博士課程生
支援期間	1年間(春学期又は秋学期から選択して開始から1年)
支援内容	韓国に関連した研究を支援するための奨学金 ※ 奨学金額は国別に相違
選抜人数	-
募集要綱公告	選抜地域ごとに相違

• KF韓国語フェローシップ

支援対象と分野	人文/社会科学、文化/芸術などの分野で韓国学専攻者のうち、韓国語に対する基礎的な理解と駆使が可能な者(修/博士課程生、学部生のうち支援資格を満たす対象者)
支援期間	6ヶ月
支援内容	登録金と授業料、滞在費、入国支援金、健康保険 * 航空料金未支援
選抜人数	年間約40人
募集要綱公告	7月

• KF訪韓研究フェローシップ

支援対象と分野	海外で活動する人文・社会科学、文化・芸術分野の韓国関連研究者、又は韓国と緊密な研究協力及び重要性が認められる研究テーマ申請者で、A又はBタイプに属する方 - Aタイプ[教科課程(Coursework)を終えた後、博士学位論文を執筆中の博士課程生] - Bタイプ[専任講師以上の大学教授、博士学位所持研究・専門職従事者] - Aタイプ[230万ウォン/月] - Bタイプ[300万ウォン/月]
支援内容	旅行者保険、入国支援金(1回/課程別に相違)、往復航空料金(最短距離、エコノミー*) * 国別の詳細支援内容は公式サイトで確認
選抜人数	年間約30人
募集要綱公告	7月

その他の奨学金

機関名	奨学金名	公式サイト
カサン(寄山)文化財団	カサングローバル奨学生	http://www.gasanfund.org
(財)テウン(大熊)財団	グローバル奨学プログラム	http://daewoongfoundation.or.kr
ロータリークラブ	外国人国内留学生奨学金	http://www.rotarykorea.org
サムスンクム奨学財団	グローバル希望奨学生	http://www.sdream.or.kr
ヨンピル奨学財団	ヨンピル奨学財団奨学生	http://www.pensaf.or.kr
ウジョン教育財団	奨学事業	http://www.woojungedu.co.kr/edu
財団法人リ&ウォン	アジアフェローシップ	http://www.leewonfoundation.org
ポスコジョンアム財団	ポスコアジアフェローシップ	https://www.postf.org
ハンセYES24文化財団	外国人奨学生	http://www.hansaeyes24foundation.com
現代自動車チョン・モング財団	現代自動車チョン・モンググローバル奨学生	http://www.hyundai-cmkfoundation.org

4. 時間制就業

(1) 外国人留学生の時間制就業(アルバイト)

基本原則: 通常学生が行う時間制就業(単純労務など)活動に限る

※ 出入国管理法施行令[別表1-2]に該当する就業活動に従事使用とする場合、当該資格別個別指針適用
(例: 大統領英語奉仕奨学生、会話指導講師、専門通・翻訳など)

※ 個人課外教習行為は、その行為の場所や対象など特殊性を考慮して厳格に制限

許可手続き



雇用契約書作成

雇用当事者間の雇用契約(標準勤労契約書、時給記載)

時間制就業確認書作成

別紙書式、大学留学生担当者が作成

申請

添付書類、オンライン又は訪問申請

許可、不許可

許可シール付着又はオンライン許可書プリントアウト

(2) 対象

次のうち、一定レベルの韓国語能力を持ち、大学留学生担当者の確認を得た者

- 留学在留資格のうち細部在留資格D-2-1～D-2-4、D-2-6、D-2-7該当者
- 語学研修(D-4-1、D-4-7)資格と訪問学生(D-2-8)資格変更日(ビザ所持者は入国日)から6ヵ月が経過した者

留学課程経過(専門学士2年、学士4年)後に単位不足などで卒業要件を満たせず、例外的に在留許可を得た者は許可対象から除く

- ただし、修・博士課程修了者に限って正規課程修了後、論文準備生も認めることができ、その場合、単位不足や出席不足など不真面目な学業による卒業遅延が明らかな場合には除く

☞ 上のように許可する場合でも週に30時間に限り、休業日や公休日、休み期間中の無制限の許可規定は適用排除

(3) 許可範囲

韓国語能力別、学位課程別の許可時間(2023.7.施行)

課程	学年	韓国語能力基準 ①TOPIK ②社会統合プログラム ③セジョン学堂	開始時期	許可時間		認証大学・成績優秀、韓国語優秀(週中)
				週中	週末・休み	
語学研修	-	①2級	X	6ヵ月以降可能	10時間	10時間
		②2段階以上履修又は事前評価41点以上	O		20時間	25時間
		③中級1以上履修				
専門学士	-	①3級	X	即可能	10時間	10時間
		②3段階以上履修又は事前評価41点以上	O		25時間 無制限	30時間
学士	1~2	事前評価61点以上	X		10時間	10時間
	学年	③中級1以上履修	O	即可能	25時間 無制限	30時間
		3~4	X		10時間	10時間
修・博士	-	②4段階以上履修又は事前評価81点以上	O	即可能	25時間 無制限	30時間
		事前評価81点以上	X		15時間	15時間
		③中級2以上履修	O	即可能	30時間 無制限	35時間

※ 英語トラック課程：学年に関係なく TOEFL530(CBT 197、iBT 71)、IELTS 5.5、CEFR B2、TEPS 601点(NEW TEPS 327点)以上の資格証所持者、英語公用国は資格証提出免除

(4) 申請書類

- ・パスポート、外国人登録証、申請書
- ・外国人留学生時間制就業確認書、成績又は出席証明書(FIMS確認できる場合提出に代える)、韓国語能力証憑書類(該当者に限る)
- ・事業者登録証の写し、標準勤労契約書
- ・外国人留学生時間制就業要件遵守確認書(該当者に限る)

(5) 時間制就業許可の特例(許可条件から免除される対象)

- 留学資格の本質的事項を侵害しない範囲内で、一時的礼金や賞金、その他日常生活に伴う報酬を受け取って行う活動は別途の許可が不要

(6) 許可を得ずに就業した者の違反者処理基準

- 建設業分野の場合、摘発回数に関係なく1回摘発時に例外なく出国命令、入国規制は猶予

政府招待奨学生のための仕事・学習連携留学ビザ(D-2-7)

政府招待奨学生で「仕事/学習連携留学(D-2-7)」資格卒業者は、特定活動(E7)に資格変更時、専門/準専門/一般技能に対して国民雇用比率と会社規模適用を免除し、類似職種を幅広く適用して許可

※ その他詳細はハイコリア(<https://www.hikorea.go.kr>)又は大韓民国ビザポータル公式サイト(<https://www.visa.go.kr>)を参考



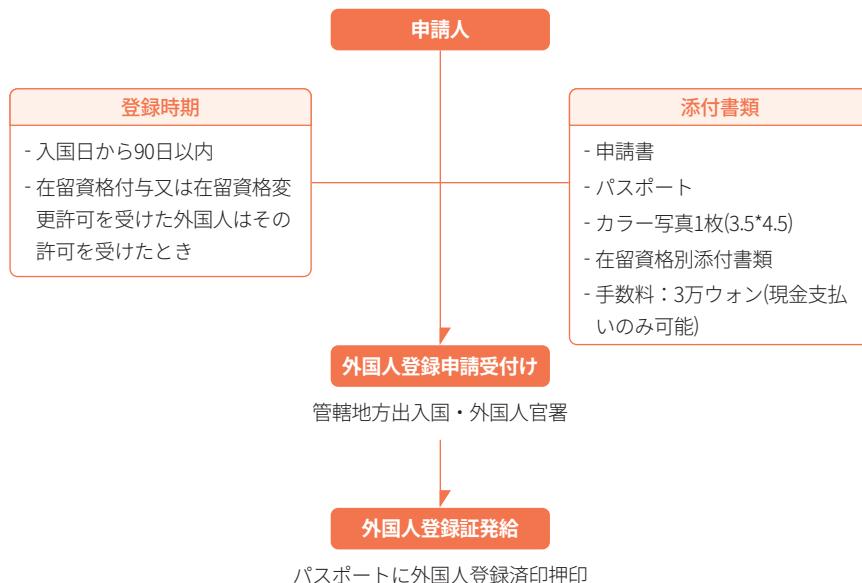
V. 出入国管理

1. 外国人登録

(1) 外国人登録の対象

- ・大韓民国に入国した日から90日を超えて在留しようとする外国人
- ・大韓民国の国籍を喪失して外国国籍を取得したか韓国で生まれた外国人などが在留資格を付与され、その日から90日を超えて在留しようとする外国人
- ・外国人登録の例外：以下の外国人に対しては外国人登録が免除
 - 外交、公務、協定(A-1、A-2、A-3)
 - 外交、産業、国防上重要な業務に従事する者及びその家族とその他法務部長官が特別に外国人登録を免除する必要があると認めた外国人
 - ビザなしに入国して6ヶ月未満在留しようとするカナダ国民

外国人登録手続き図



(2) 外国人登録の時期

- ・大韓民国に90日を超えて在留しようとする外国人→入国日から90日以内
- ・在留資格付与又は変更許可を受けた外国人→その許可を受けたとき(即時)

例

B-2(観光通過)所持カナダ国民が5ヵ月在留後、在留資格変更申請を行う場合、在留資格変更許可申請時に外国人登録

(3) 提出書類

- ・申請書、パスポート、写真(6ヵ月以内に撮影した名刺の半分サイズ)1枚、入国日以降に発給された在学(研究生)証明書、手数料
- ・結核検診確認書(対象者に限る)
 - 従来の留学指針の適用猶予規定に従い、在外公館に結核検診書などを提出していない、2016.7.1.以前のビザ発給者に限る
- ・在留地立証書類

2. 外国人登録事項変更届出

(1) 届出事項：次の各号のいずれか一つに該当する事項が変更になったとき

- ・姓名、性別、生年月日、国籍
- ・パスポート番号、発給日と有効期間
- ・学校変更(名称変更を含む)

(2) 届出期限：変更日から15日以内

(3) 届出場所：管轄庁(事務所・出張所)、オンライン申請

(4) 提出書類

- ・申請書、パスポート、外国人登録証
- ・(姓名などの個人情報変更時) 変更事実を立証する書類(該当者)
- ・(学校変更時) 変更した学校の在学証明書と前の学校の除籍証明書(該当者)、学校変更の必要性又はやむを得ないことを証憑する書類(該当者)
- ・(学校名称変更時) 固有番号証など学校名称変更の事実が確認できる書類(該当者)

3. ビザ(査証)申請と取得手続き

留学希望者は、入学許可書を受け取ったら韓国入国に必要な書類を準備した後、自国にある韓国大使館や領事館を通じて留学ビザを取得する必要がある。必要なビザのタイプは、韓国の大 学での修学課程(正規学位課程、語学課程、韓国文化研修など)によって異なる。正規学位に入 学する外国人留学生はD-2ビザを、非学位課程(韓国語研修、外国语研修)に登録しようとする 外国人留学生はD-4ビザを取得する必要がある。韓国政府は、ビザ発給手続きを迅速に行うた めに、特別な場合を除いてはビザを申請するすべての外国人に、まず「ビザ発給認定書」の発 給を受けてからビザを申請させている。

留学(D-2) ————— · · ·

▶ 活動範囲と該当者

(教育機関) 「高等教育法」及び特別法により設立された専門大学以上の教育機関や学術研究機 関で、法務部長官が認める要件を備えた大学又は付設語学院

- (除外) 次の対象は留学在留資格対象教育機関から除く

i) 「高等教育法」第2条第5号による放送大学・通信大学・放送通信大学及びサイバード大学(遠隔 大学)

ii) 「生涯教育法」第2条2号による生涯教育機関

iii) 「国民生涯職業能力開発法」第2条第5号による技能大学のうち「職業ク訓練課程」

iv) 留学在留資格を許可*する一部の夜間学位課程を除いた夜間大学と大学院

* 夜間教育課程のない夜間大学院、専門大学専攻深化夜間課程として管轄出入国官署の夜間学位課程 事前審査を経た教育課程

(外国人留学生) 上の教育機関で正規課程の教育を受けるか、特定研究をしようとする外国人 で、留学(D-2)及び語学研修(D-4-1、D-4-7)

▶ 1回付与できる在留期間の上限：2年

▶ 申請場所

ビザ発給(在外公館)：申請人の居住国又は最終学校所在地の管轄公館で申請が原則

▶ 提出書類

※ 注意：海外で発行した外国語の文書を韓国で提出する場合、翻訳後に在外公館の公証(又は自国のア ポスティーユ認証)を得て提出

共通書類

- ① ビザ発給(認定)申請書、パスポートの写し、写真1枚(6ヵ月以内に撮影した名刺の半分サイズ)
- ② 教育機関の事業者登録証(又は固有番号証)の写し
- ③ 標準入学許可書(大学の総長・学長発行)

☞ ただし、国立国際教育院と国防部招待政府奨学生は、教育院長と国防部長官が発給した招待状で代替

④ 結核診断書(該当者に限る)

⑤ 家族関係立証書類(両親の残高証明などを提出した場合に限る)

⑥ 最終学歴立証書類

- 最終学歴立証書類は原本審査を原則とするが、学位などの認証報告書などは大学担当者の原本対照済印がある場合は写しでも認定でき、個人が直接申請して発給した学歴立証書類は有効期間内でのみ認定

- 一般国家

- 以下の一覧で定めた方式の学歴証明書を、①アポスティーユ(Apostille)確認又は②領事(出身学校が属した国の駐在韓国領事又は駐韓公館領事)の確認を得て提出

区分	提出書類		
韓国語研修(D-4-1)課程	高校以上の学歴証明書		
新入学 (D-2-1～D-2-4)	専門学士	高校卒業証明書	
	学士	学士卒業証明書	
	修士	修士卒業証明書	
	博士	修士卒業証明書 + (専門)学士在学(卒業)証明書	
編入学 (D-2-1～D-2-4)	専門学士	① 高校卒業証明書 + 学士在学証明書 又は ② (専門)学士卒業証明書	
	学士	学士卒業証明書 + 修士在学(卒業)証明書	
	修士	修士卒業証明書 + 博士在学(卒業)証明書	
	博士	修士卒業証明書 + 海外専門学士在学証明書	
学位課程	専門学士	海外(専門)学士在学証明書	
	学士	海外修士在学証明書	
	修士	海外博士在学証明書	
	博士	高校卒業証明書 + 海外専門学士在学証明書	
訪問学生 (D-2-8)	専門学士	高校卒業証明書 + 海外(専門)学士在学証明書	
	学士	海外修士在学証明書	
	修士	海外博士在学証明書	
	博士	-	
研究留学 (D-2-5)	-	修士学位以上の卒業証明書	

⑦ 財政能力立証書類

- 1年間の登録金と滞在費に相当する金額

課程別の追加提出書類

研究留学 (D-2-5)

- 最終学歴立証書類(修士学位以上所持者を原則とする)
※ 修士学位以上取得者を原則とするが、「特定研究機関育成法施行令」第3条により特定研究機関に指定された大学については、本国の学士課程在学中の場合でも研究留学(D-2-5)に認定
- 身元保証書又は財政能力立証書類(残高証明、研究手当支払い確認書など)
- 特定研究課程であることを立証する書類(総長の研究生確認書など)

交換学生 (D-2-6)

- 所属(本国)大学の長が発給した推薦書
- 交換学生であることを立証する書類(招待大学の公文、大学間で締結した学生交流協定書など)
- 1学期以上を外国の正規大学で修学したことを立証する書類(本国の大学の在学証明書など)

※ 在外公館の長は、入国目的や招待の真正性、招待者と被招待者の資格確認などを審査するのに必要な場合、添付書類を一部加減できる。

一般研修(D-4) ━━━━ ● ● ●

▶ 活動範囲と該当者

留学(D-2)資格に該当する教育機関又は学術研究機関以外に、教育機関や企業・団体などで教育又は研修を受けるか研究する活動

- 大学付設語学院で韓国語を研修する者
- 留学(D-2)資格に該当する機関又は学術研究機関以外の教育機関で教育を受ける者
- 国・公立研究機関や研修院などで技術や技能などを研修する者
- 外国人投資企業又は外国に投資した企業などでインターン(実習社員)として教育又は研修を受けるか、研究活動に従事する者

▶ 1回付与在留期間の上限：2年

▶ 申請場所

申請人の居住国又は最終学校所在地の管轄大韓民国公館で申請が原則

▶ 提出書類

※ 本書では語学研修(韓国語研修:D-4-1)のみ紹介する。

- ① ビザ発給申請書(別紙第17号書式)、パスポート、標準規格写真1枚、手数料
- ② 教育機関の事業者登録証の写し又は固有番号証の写し
- ③ 標準入学許可書(大学の総長・学長発行)

④ 在学証明書又は最終学歴立証書類

- 原本審査を原則とし、必要時は写しに担当者の原本対照済み確認後に添付

⑤ 財政立証書類*(1千万ウォン相当)

- * 財政能力立証書類(例: 残高証明書、通帳、奨学金証明書、入出金内訳書など)は原本審査を原則とし、必要時は写しに担当者の原本対照済み確認後に添付(残高証明書は30日以内に発給したもののみ有効と認める)

※ 父・母の残高証明書を提出時、家族関係証明書の追加提出が必要

▶ 1年間(語学研修6ヶ月)の財政能力(登録金+滞在費)立証を原則

⑥ 研修計画書(講義時間表、講師構成表、研修施設などの内容を含む)

※ 在外公館の長は、入国目的や招待の真正性、招待者と被招待者の資格確認などを審査するために必要な場合、添付書類を一部加減できる。

※ その他詳細はハイコリア(<https://www.hikorea.go.kr>)又は大韓民国ビザポータル公式サイト(<https://www.visa.go.kr>)を参考

※ 問い合わせ電話:(韓国)局番なし 1345 (海外)+82-1345 / +82-2-6908-1345

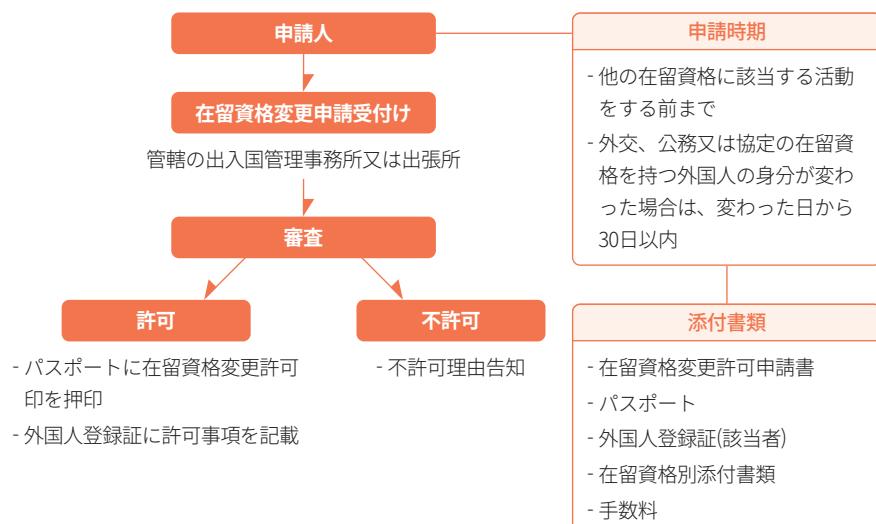
※ 出典:出入国・外国人政策本部

在留資格の変更

在留資格の変更とは?

大韓民国に在留する外国人が現在在留資格に該当する活動を中止し、他の在留資格に該当する活動を使用とする場合を言う。

在留資格変更許可手手続き図

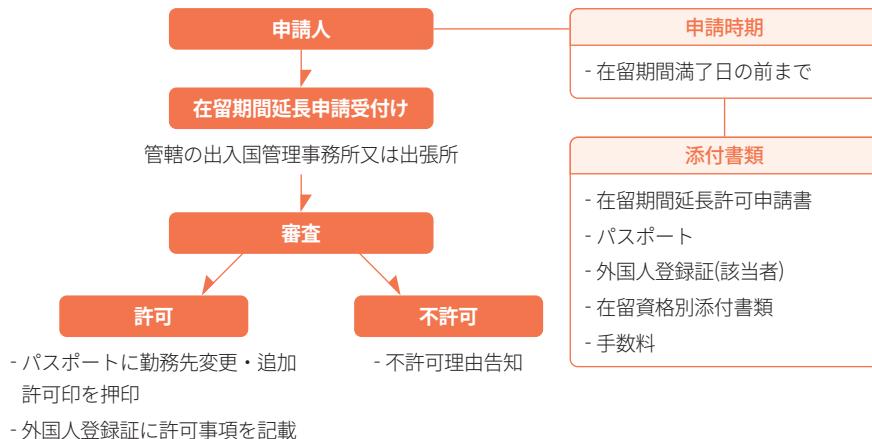


在留期間の延長

在留期間の延長とは？

以前許可を取った在留期間を超えて大韓民国に在留し続けようとする外国人は、在留期間延長許可を取る必要がある。

在留期間延長許可手続き図



※ 在留資格別に提出書類を必ず確認すること。申請者によって書類が加減されることがある。

※ 内容出典：ハイコリア(<https://www.hikorea.go.kr>)



Guide 2

就職・定住

#国内企業就職プロジェクト



I. 就職準備	28
II. 職場生活	39
III. 進路+就業関連のビザ	41

I. 就職準備

1. 1段階：自己評価(Self-Assessment)

就職目標を設定する前の最初の段階は、心理検査又は就職相談などを通じて自分の職業的価値観や性格、能力(competence)などについて積極的に探索することである。ウェブサイトで職業心理検査を受けてみたり、大学校内の就職センターを訪問したりして、就職又は進路相談を行ってみることもできる。

(1) ワークネット職業心理検査(<https://zrr.kr/vHGF>)

雇用労働部が開発した職業心理検査で、個人の能力と興味、性格など様々な心理的特性を客観的に測定し、個人の特性に合った進路分野が選択できる。

(2) キャリアネット進路心理検査(<https://sso.career.go.kr/>)

韓国職業能力開発院が運営し、教育部が支援する進路進学情報公式サイトで、進路心理検査(大学生一般用の心理検査)や進路開発準備度検査、主要能力効力感検査、理工系専攻適合度検査、職業価値観検査(大学/一般)など就職や職務に関連した様々な心理検査が受けられる。

(3) その他

MBTIやエニアグラムなどその他の心理検査又は就職相談センター(大学別に相違)プログラムなどを活用できる。

2. 2段階：産業/職務調査(Exploration)

二番目の段階は、採用情報と採用プロセスを調べ、就職に役立つ活動や就職しようとする産業と企業/職務分析などを行ってみることである。特に、自分の専攻によってどんなキャリアに進出できるか、当該職務は実際にどんな仕事をするのか、その仕事をするためにどんな長所と経験を積むのが役に立つかを把握しておく。このような把握は、後に自己紹介書の作成又は面接時に自分が志願する職務に適した能力を備えていることをアピールする際に役立つだろう。

(1) 採用サイト

外国人学生が韓国内の就職情報を調べられる方法としては、Study in Korea(教育部/国立国際教育院)、Contact Korea(産業通商資源部/大韓貿易投資振興公社)、自治体別の外国人支援公式サイトを活用するか、様々な民間外国人採用プラットフォームなどを活用する方法がある。又は、就職を希望する企業の公式サイトや大学校の就職揭示板、就職サークル(コミュニティ)活動などを通じて積極的に求人情報を探すことができる。

公共

- (国立国際教育院) Study in Korea (韓国留学総合システムK就職ページ) :
<https://www.studyinkorea.go.kr/ko/jobmain.do>
- (KOTRA) Contact Korea (外国人採用ページ) : <https://contactkorea.kotra.or.kr/index.do>
- ハイブレインネット : <http://www.hibrain.net/>
- R&Dジョブ : <http://www.rndjob.co.kr/>

自治体

- (ソウル市) ソウル外国人ポータル : <https://global.seoul.go.kr>
- (釜山広域市) 釜山外国人留学生就職支援プラットフォーム :
<https://jobfair.busanjob.net/000>
- (光州広域市) 光州国際交流センター :
<https://gic.or.kr/?contentId=ae6fdcaa66f425641a663b326738affdd>
- (大田広域市) 大田広域市外国人住民統合支援センター :
https://www.dic.or.kr/kor/sub04/menu_01.html
- (大邱広域市) 大邱外国人労働者支援センター :
http://dfwc.or.kr/pages/board/list.php?board_sid=55
- (仁川広域市) 仁川外国人総合支援センター : <https://iscfr.or.kr/archive/2060>

民間**(韓国内)**

- サラムイン : <https://www.saramin.co.kr/>
- ジョブコリア : <https://www.jobkorea.co.kr/>
- インクルート : <https://www.incruit.com/>
- リメンバー : <https://career.rememberapp.co.kr/job/postings>
- ピープル&ジョブ : <https://www.peoplejob.com/>
- リンキャリア : <https://linkareer.com/?chatOpenType=default>
- ジョブプラネット : <https://www.jobplanet.co.kr/>
- ブラインド : <https://www.teamblind.com/kr/>

(海外)

- リンクドイン(Linkedin) : <https://www.linkedin.com/>
- グラスドア(Glassdoor) : <https://www.glassdoor.com/>
- インディード(Indeed) : <https://www.indeed.com/>

(2) 職務/企業分析

留学生の専攻分野、国籍、外国語駆使能力などによって様々な職場と職務が選択できるため、自分の専攻と活動経験などを整理しながら適した職務を探して志願すること。

外国人留学生対象の主な職務

- ・言語教師：韓国語、英語、中国語など外国語教育を担当
- ・通訳と翻訳家：多国語翻訳業務
- ・貿易と観光業務：外国人観光客を対象とした観光情報提供と案内サービスを担当
- ・IT分野の職務：IT分野でのソフトウェア開発、システム運営、ネットワーク管理などの職務担当
- ・デザイン分野：UI/UX及びウェブデザイン、広告、グラフィックデザイン、ファッショングデザインなど様々なデザイン業務
- ・マーケティング業務：多国語コンテンツ制作、国外市場の開拓、顧客支援業務、マーケティング広報業務など
- ・学術研究分野：大学などの研究補助、助教、研究員などの業務
- ・人事、会計、経営分野：企業における人事、会計、経営分野の職務を行う業務

Tip. 職務探索活用サイト

- ・レットユーイン(理工系対象)：<https://www.letuin.com/>
- ・スペックアップ(韓国最大就職ネイバーカフェ)：<https://cafe.naver.com/specup>
- ・NCS国家職務能力標準(職務技術書)：<https://www.ncs.go.kr/index.do>

* NCS採用(ブラインド採用)は、公共機関と公企業に志願する求職者を、職務技術書をベースに志願者の職務能力だけで透明かつ公正に採用しようとする採用選考で、各公企業と職務によって志願資格と条件が相違することがある。従って、外国人卒業生の場合、勤労許可とビザ条件など志願可能の有無を確認すること。

분야별 키워드 코드 NCS 분류보기 직무기술서 출력

01. 사업관리	02. 경영·회계·사무	03. 금융·보험	04. 교육·자연·사회과학	05. 법률·경찰·소방·교도·국방	06. 보건·의료
07. 사회복지·종교	08. 문화·예술·디자인·방송	09. 운전·운송	10. 영업판매	11. 경비·청소	12. 이용·숙박·여행·모터·스포츠
13. 음식서비스	14. 건설	15. 기계	16. 재료	17. 화학·바이오	18. 섬유·의복
19. 전기·전자	20. 정보통신	21. 식품가공	22. 인쇄·목재·가구·공예	23. 환경·에너지·안전	24. 농림어업

企業分析

企業分析を通じて会社のビジョンや主力事業、懸案又は成長の可能性などを把握することが重要である。実際に自分がどんな仕事をするようになるのか、良い会社なのかも把握できる。

- ・企業公式サイト：企業ビジョン、組織図、沿革などを確認
- ・電子公示システム DART：上場企業、公示義務のある企業と外部監査を受ける中小企業の事業報告書や四半期報告書、半期報告書などが閲覧できるサイト(<http://dart.fss.or.kr>)

Tip. 就職準備生が電子公示システムで得られるもの

会社の基本情報、沿革、主な事業内容だけでなく、企業の安定性把握も可能

- 優秀中小企業に志願しようとする就職準備生は、その会社の財務諸表を分析して、企業が安全で健全であるかを判断してから会社に志願できる。

※ DART公示企業の基準

- ①資産総額120億ウォン以上 ②負債総額70億ウォン以上
- ③売上総額100億ウォン以上 ④従業員100人以上

3. 3段階：就職情報収集

就職準備のためには自分の希望職務の求人を出している会社を検索し、関心のある企業の採用プロセスと志願可能条件、職務別優待事項、資格要件書類などを事前に知り、準備することが重要である。

(1) 採用プロセス

韓国企業の採用プロセスは、普通、入社志願書類提出→1次面接(実務/職務面接)→2次面接(役員/パーソナリティ面接)で構成されている。大手企業の場合は、上・下半期の公開採用(主に4月、9月)で書類選考-性格適正検査(TEST)-面接(1次：実務面接、2次：役員面接)段階を経る事が多いが、特に、外国人採用選考の場合は常時採用又は経歴採用の場合が多いため、関心を持っている企業の採用公式サイトを周期的に確認しておくなどの努力が必要である。

- ①採用案内確認：韓国企業の採用案内は、企業の公式サイトや採用サイトで確認でき、採用職務や業務について把握しておくことができる。
- ②エントリーシート提出：採用案内に従ってエントリーシートと履歴書などを作成して提出する。エントリーシートと履歴書には自分の経歴や学歴、資格証などに関する情報と志望動機などを記載し、特に、書類内容を基盤に追って面接を行うため、自己紹介で十分に能力と職務がマッチしていることをアピールして作成する。

- ③書類選考：企業がエントリーシートで応募者の学歴や経歴、資格証、語学能力などを総合的に評価
- ④面接選考：応募者の人柄、能力、技術などを評価し、一般的に1次 実務/技術面接、2次 パーソナリティ/役員面接などの段階で構成
- ⑤最終合格：最終合格は電話又はオンラインで通知

上記は一般的な採用プロセスを挙げたもので、企業ごとに相違があることがある。さらに、外国人留学生が就職するためには就業ビザの発給などの追加手続きが必要となるため、韓国の就業システムについての理解だけでなく就業資格と書類の準備も重要である。

4. 4段階：就業能力を培う

自分の適正と希望職業について探索を終えたら、専攻の勉強やボランティア活動、対外活動、資格証の取得、インターンシップなど就業しようとする職務と関連のある様々な知識と経験を積むようにする。

(1) 対外活動

- (教育部) 「2023学生創業有望チーム300公告、外国人留学生トラック」：<http://www.u300.kr/>
- (国立国際教育院) 「Study in Korea 外国人留学生オンラインサポートーズ」：<https://www.studyinkorea.go.kr/ko/lifemain.do>
- (外交部) Friends of MOFA 「モファラン」：<https://zrr.kr/Co9a>
「KOREAZ 名誉記者団」：https://www.instagram.com/koreaz_hr/
- (韓国観光公社) 「Wow Korea Supporters」(アジア中東サポートーズ)

(2) 採用博覧会

- (国立国際教育院) 外国人留学生採用博覧会

※ 国立国際教育院と大韓貿易投資振興公社(KOTRA)は、毎年外国人留学生とグローバル人材の採用を目的として「留学生採用博覧会」を共同主管している。この博覧会は、海外留学生と外国人就職準備生が韓国の企業と機関に出会い、就職のチャンスが広がる韓国最大規模の外国人留学生対象採用博覧会であり、1:1面接と企業相談、現職者の就職メンタリング、韓国語履歴書コンサルティング、面接コーチなど、就職に役立つ様々なプログラムとサービスも提供している。

(例：2023.8.21.～8.22.二日間ソウルCOEXで開催)



(3) 就職プログラム

大学内の就職支援センター(大学別に担当部署は相違)又は自治体で運営する就業ビザ特別講義、就業能力強化プログラム、履歴書と面接コーチ、就職スタディなど、就職に関連した様々なプログラムに参加できる

(4) 資格証

就職の際に必要な資格証は、志願分野によって様々であるため、具体的な職務や会社の要求事項を確認して資格証を準備する。次は、韓国企業に就職する際に主に役に立つ資格証の例である。

韓国語 資格証	<ul style="list-style-type: none"> • 韩国語能力試験(TOPIK) • 社会統合履修プログラム(KIIP) • セジョン学堂 <p>※ 大部分の韓国企業では韓国語能力を求めるため、日常会話や業務遂行に必要なレベルの韓国語能力の重要であり、資格証別の等級条件は該当採用案内別に確認が必要</p> <p>※(2023.7現在) 留学生の韓国語能力立証方式が多様になったため、韓国語能力試験(TOPIK)の成績以外にも、法務部の社会統合プログラム履修やセジョン学堂の韓国語基準などで韓国語能力の証明が可能</p>
公認語学 証明書	<p>英語資格証</p> <ul style="list-style-type: none"> • TOEIC : 最も代表的に取得する語学(英語)資格証(990点満点) • TOEIC Speaking : 英語の会話能力評価(Lv.8最高点) • OPIC : 外国語会話能力評価(英語/中国語/スペイン語など) (AL最高点) <p>その他の資格証</p> <ul style="list-style-type: none"> • JLPT : 最も代表的に取得する日本語資格証(N1最高点) • JPT : YBMが実施する日本語資格証(990点満点) • HSK : 最も代表的に取得する中国語資格証(6級最高点) • HSKK : 中国語会話試験(初、中、高級取得可能) • DELE : 最も代表的に取得するスペイン語資格証(C2最高点) <p>※ 資格証別の志願等級条件は、該当採用案内別に確認が必要</p>
OA活用能力	コンピュータ活用能力1、2、MOS、事務自動化産業技士、情報処理技士、データ活用能力、コンピュータ活用1、2級又は事務自動化資格証など
経歴と学歴	関連分野における経歴証明書、該当分野における大学校卒業証明書と成績証明書など
職務関連	<ul style="list-style-type: none"> • マーケティング - 経営指導士、社会調査分析士 • 金融 - 資産管理士、為替専門役 • 貿易/物流/流通 - 貿易英語、物流管理士、CPIM、流通管理士 • 財務会計 - CPA、CFA、ERP、会計情報管理士、電算税務会計 • 教育 - TESOL、韓国語教員資格証 <p>※ 志願職務によって必要とする資格証が相違する</p>

(5) インターンシップ

1) インターンシップ

インターンシップは、正規採用前に職務経験を積むための一種の企業訓練プログラムで、学校によって単位の一部に替えるインターンシップ プログラムや、企業/機関の採用連携型インターンシップなどを行うことで、就職時に経験として活用できる。

例 ① 第31期外国人留学生グローバルインターンシップ(<https://global.seoul.go.kr>)

ア.インターン期間：2023.1.2.(月)～2.17.(金) [7週、35日間]

イ.募集人数(予定)：25人

- ・公共部門(市本庁、事務所、財団など13部署)：19人
- ・民間部門(一般企業など4社)：6人

※ 実際の配置人数は選抜過程などによって変更になることがある

ウ.勤務時間：週5日、1日6時間(09:00～16:00、昼食時間1時間含む)

※ 勤務時間は配置機関の事情と協議事項などによって変動可能

エ.勤務内容：海外マーケティング、通・翻訳(相談)、国際関連業務支援など

② LGイノテックのグローバルインターンシップ

(<https://news.lginnoteck.com/1381>)

③ コオロン グローバル外国人留学生対象の採用連携型インターン

④ 現代エレベーター 2023 Winter Global Internship(外国人留学生対象の体験型インターン) (<http://recruit.hyundailevator.co.kr/reMenuAction.do>)

⑤ サムスン電子DS部門 2023年大学生インターン公開採用

(<https://www.catch.co.kr/NCS/RecruitInfoDetails/290739>)

2) 韓国ワーキングホリデー

ワーキングホリデービザは1年又は条件によって延長し、韓国で休暇を楽しみながら働く機会を提供するプログラムである。パートナー国/地域及び年間割当量、申請プロセスは国別に相違するため、該当公式サイト(ワーキングホリデーインフォセンター：<https://zrr.kr/Ntwn>)で確認するか、最寄りの韓国大使館又は領事館の公式サイトで確認すること。

提出書類

- ビザ申請書
- 有効なパスポートとパスポート用写真1枚(3.5 x 4.5cm)
- 帰りの航空券又は帰りの航空券に当たる金銭的能力の証拠
- 金銭的支援書類(銀行明細書などの公証された写し)
- 韓国在留期間中有効な健康保険(最小保証金 4,000,000ウォン)
- 旅行計画、ビザ申請手数料、犯罪記録確認書、医療証明書、学生の状態又は最高学歴証明

上の書類は基本要件であり、韓国大使館/領事館又は大韓民国ビザ申請センター(KVAC)で追加書類を要求することもある。ビザが可能かどうか(割当量)と資格を計画する前に所属国又は地域の最寄りの韓国大使館や領事館で公式情報の確認が必要



5. 5段階：志願する(Appling)

(1) 書類選考

就業資格の点検

就業ビザは該当職務と資格要件によって種類が様々であるため、本人に合った就業ビザの条件を常に確認すること。卒業後の就職に関係のあるビザ資格には求職ビザ、就業ビザ、居住ビザなどがあり、自分に該当する詳しい資格要件はハイコリアのマニュアルで確認すること。

(<https://zrr.kr/Gahn>)

入社志願

オンライン入社志願	オフライン入社志願
・企業別採用サイトから志願 ・メールで志願	郵便受付(訪問受付)

履歴書と自己紹介書の作成

① 履歴書の作成Tip

- ・履歴書の様式：採用案内の当該企業が履歴書と自己紹介書(入社志願書)の様式を提示している場合にはそれをダウンロードし、様式の枠を変更せずに情報を記入すること。決まった様式がない場合は、一般的に使用されているMSワードやハングル(hwp)ファイルの履歴書様式を利用して履歴書を作成する。
- ・基本情報の作成：氏名、生年月日、連作先、メールアドレス、住所などの基本情報を作成する。
- ・学歴事項の作成：学位取得の有無、専攻、卒業年度などを一緒に記入する。最終学歴から始まり、大学、大学院、高等学校、中学校、初等学校(小学校)などの学歴事項を作成する。(普通は最終学歴と最終前の学歴まで記入する)
- ・経歴事項の作成：最新の順からインターンシップやプロジェクトなど、経歴事項に関する会社名や勤務期間、職責、業務内容などを作成する。
- ・資格証と語学成績の作成：資格証、受賞経歴、特別活動、語学成績などを作成する。(特に、韓国語能力があれば必ず記載する)
- ・自己紹介書の作成：自己紹介書を作成する場合、当該会社と職務に対する理解と関心、経験例を通じた職務能力の表現、目標やビジョンなどの内容を含めて作成する。
- ・添付ファイルの作成：履歴書と自己紹介書、資格証の写しなどを添付する。ファイル名は「氏名_履歴書」のように作成すること。
- ・検討と修正：作成した履歴書と自己紹介書のスペルチェック、文章の流れなどを入念に検討して修正すること。
- ・提出：企業自体の採用公式サイトに提出してしまうと作成した内容の閲覧はできないため、最終提出完了前に自分が作成した内容を別途保存しておくこと。メールで入社志願書を提出する場合、複数のファイルを一つに圧縮して添付すること。

②自己紹介書の作成Tip

企業は自己紹介書を通じて志願者の経歴や職務能力、人柄、情熱などを総合的に把握する。従って、次のような事項をアピールできるように自己紹介書を作成すること。

- 会社と職務に対する理解：自己紹介書では志願する会社と職務について十分理解していることをアピールする。会社のビジョンや組織図、志願する部署の事業分野、サービスなどを調査し、志願する職務の責任と役割、必要な能力などを把握して作成する。
- 具体的な経験と能力をアピール：自己紹介書には自分の経験と能力を具体的に作成すること。そのために、経歴や学業で培った能力と成果、資格証、語学成績などを作成し、それを当該職務で求める能力と関連付けてストーリーテリングする。
- 情熱とビジョンをアピール：自己紹介書では志願動機と情熱、目標、新しい挑戦のための準備などを紹介し、企業の価値観とよくマッチした人材であることをアピールする。
- スペルチェックと文章構造の検討：自己紹介書では正書法と文章構造が非常に重要になる。基本的な正書法、綴り、文法などに気を使い、文章を読みやすく論理的に構成すること。

③能力基盤の自己紹介書の作成方法(項目別作成方法)

- STAR技法で作成

Situation(状況)：どんな状況だったかの説明

Task(任務)：その状況で自分が任された任務、解決すべき問題が何であったかを記述

Action(措置)：その状況で自分が取った措置を具体的に説明

Result(結果)：自分の措置によって得た個人又は組織の成果や結果を具体的に説明

- 曖昧な表現よりは客観的かつ数値化した表現を使用する

例：10%アップ、500個のローデータ収集など

例

チームプロジェクトで0000パートの準備が遅延した。(S: situation)

チームリーダーとしてメンバーをリードし、プロジェクトを完成させる必要があった。(T: task)

メンバーに目標を明確に伝え、各自の役割を分担して作業日程を調整した。また、作業プロセスで生じる可能性のある問題を事前に予測して対策を講じた。

(A: action)

その結果、プロジェクトで計画より10%上回った成果を挙げることができ、メンバーから称賛され、感謝された。(R: result)

(2)面接選考

面接プロセスは企業によって様々であるが、概ね1次面接(実務面接/PT面接)と2次面接(パーソナリティ/役員面接)で構成されている。

① 1次面接(実務面接/PT面接)

実務面接は主に実際の業務遂行に関連した技術や経験、能力を評価することに重点を置いている。志願者が実務でどのような役割を果たせるのかを確認するための目的が大きい。

従って、業務関連の知識と技術的な能力を評価するのが主な内容である。志願する企業の職務理解や、自己紹介書に記述した自分の経験を基にした具体的な職務能力の説明など、予想される質問に備えること。

例

- 「OOの主力商品は何か、それを海外市場に販売するための販促salesを企画し発表してください」
- 「あなたが志願したOO業務で重要な能力は何だと思いますか」
- 「特定のプログラミング言語やソフトウェアツールを使用した経験にはどのようなものがありますか」
- 「ある複雑な問題に直面したとき、あなたはどうやって解決しますか」
- 「過去のプロジェクトでリーダーとしてどのような困難を克服しましたか」
- 「あなたが志願した職務に必要な核心能力は何だと思いますか」
- 「過去のプロジェクトで生じた問題を解決したプロセスを詳しく説明してください」
- 「特定の技術又はツールを使用して業務を遂行した経験にはどのようなものがありますか」
- 「チームプロジェクトにおける役割と寄与した内容を紹介してください」

② 2次面接(パーソナリティ/役員面接)

概ね最終面接は役員たちとのパーソナリティ面接で、企業のビジョンや文化、業務処理方式などがマッチした人材かどうかを把握する。組織全体に対するビジョンと戦略的な能力を評価するのが主な内容であるため、当該企業にマッチした自己紹介と人柄、専門に関する面接の備えなどが必要である。

例

- 「専攻が半導体分野ではありませんが、当社に志願した理由は何ですか」
- 「思いもよらない困難に直面したとき、あなたはどのように対応しますか」
- 「あなたがこの会社にマッチした人材であると考える理由は何ですか」
- 「上司が不当な業務を指示したらどうしますか」
- 「あなたが今まで率いてきた組織において最大の成果は何ですか」
- 「当企業にどのようなビジネス価値を提供できると思いますか」

志願する採用案内で面接段階を確認し、各段階で予想される面接予想質問を作成したり、模擬面接の練習をしたりして準備すること。

II. 職場生活

1. 雇用契約の種類

(1) 正規職

正規職は永久的な雇用を意味し、一定の勤労時間と給与を受け取る

(2) 契約職

契約期間は一定期間の雇用を目的とする契約形態で、正規職と同様に一定の勤労時間と給与を受け取れる

(3) アルバイト

一時的、あるいは時間が制限された勤労の契約形態で、時給制で働く場合が多い

上で説明した雇用契約の種類が一般的だが、実際には会社や産業分野によって若干の変形がある場合もある。外国人として韓国の雇用契約について詳しい情報を得るためにには、当該企業や雇用労働に関する機関に問い合わせ、詳しい内容を確認すること。

参考

- ① 雇用労働部の公式サイト(<https://www.moel.go.kr>)
 - ② 雇用労働部-政策資料-対象者別
 - ③ 政策-外国人(<https://www.moel.go.kr/policy/policyinfo/foreigner/list.do>)
- Work in Korea-外国人労働者の雇用管理-4大保険(<https://www.workinkorea.org/5443/ko/37>)

<p>① 근로계약서</p> <p>작성 및 교부</p> <p>임금, 근로시간, 휴일 등 근로조건을 서면으로 정하여 고용자에게 교부하여야 한다.</p> <p>근로계약서 팔수 기재 사항</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 근로과 그 구체항목, 계약방법, 시급방법 2. 근로시간(소정근로시간, 희생시간 등) 3. 휴일 4. 퇴근증명증 5. 취업의 장소와 종사하여 할 업무 등 6. 고지책(근로자에게 경영·근로계약기준·현행내용) 7. (임금)근로계약서(임금) 근로과 및 근로장면(근로장면) <p>표준근로계약서 사항</p> <p>고용노동부 홈페이지(www.moel.go.kr) 정부포털 © 표준근로계약서 표준근로계약서(임금) 표준근로계약서</p> <p>※注意 2020년 10월 1일부터는 표준근로계약서 및 표준(고용)고지서에 대한 고지사항이 외국인에 대한 고지사항과 함께 부록</p>	<p>② 임금명세서</p> <p>교부</p> <p>임금을 지급할 때마다 아래 사항이 기재된 임금명세서를 사용, 이월일, 회계연도, 본인예시, 예상치 등을 통해 고용자에게 교부해야 한다.</p> <p>임금명세서 팔수 기재 사항</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 이름, 성별 및 등 근로자를 특정할 수 있는 정보 2. 임금지급일 3. 임금액 4. (연장, 약간, 휴일근로가 있을 때에는 연장시간 포함한 계산방법) 5. 기본수당, 세금과 퇴근증명증 금액 6. (임금명세증 금액이 습근관승 등에 따라 달라지는 경우) 세금·퇴근증명증 개산방법 7. (임금명세서) 관세청의령 규정과 충족 <p>임금명세서 사항</p> <p>고용노동부 홈페이지(www.moel.go.kr) 정부포털 © 원본 + 임금명세서(기부증) 하단</p> <p>※注意 500만원 이상의 경우에는 20만원 이상 벌금 부과</p>	<p>③ 최저임금</p> <p>준수</p> <p>임금을 지급할 때마다 최저임금 이상을 지급해야 하며, 2022년에 적용되는 최저임금은 시급금 910원이다.</p> <p>(2020년 8.59원, 2021년 9.20원)</p> <p>2022년 적용 최저임금</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>시급</td> <td>910원</td> </tr> <tr> <td>일급</td> <td>73.28원(일 8시간 기준)</td> </tr> <tr> <td>월급</td> <td>1,914.440원 (40시간·유리주휴 8시간 포함)</td> </tr> </table> <p>사용자는 근로자와 합의하여 별정 최저임금에 대비하는 임금을 지급하기로 하더라도 법적 효력이 없습니다.</p> <p>* 사용자는 반드시 별정 최저임금 이상을 지급해야 합니다.</p>	시급	910원	일급	73.28원(일 8시간 기준)	월급	1,914.440원 (40시간·유리주휴 8시간 포함)	<p>④ 임금체불</p> <p>예방</p> <p>임금은 월급 1회 이상 일정한 날짜에 지급해야 하고, 예상치해야 한다.</p> <p>근로자가 1년 이상 일한 후 최저임 때에는 최저임금 지급여부를 청한다.</p> <p>직급은 '정규직급'이 3등급·4등급·5등급이며, '평균임금'은 평균 직급·평균 3등급·4등급·5등급의 임금과 총액을 그 기간의 총수대로 나눈 금액을 말한다.</p> <p>고통노동부 편집자료 개정</p> <p>고용노동부 홈페이지(www.moel.go.kr) © 정부포털 © 퇴직금분기 © 퇴직금 분기</p> <p>※注意 3년 이하의 경우로는 20만원 이상 벌금 부과</p>
시급	910원								
일급	73.28원(일 8시간 기준)								
월급	1,914.440원 (40시간·유리주휴 8시간 포함)								

2. K-職場文化(Culture)

(1) 呼称

韓国企業では年齢や職位によって呼称を区分する場合が多い。上司や先輩に対しては名前の後ろに「シ(さん)」や「ニム(様)」を付けるのが一般的である。一方、同僚や後輩に対しては一般的に名前をそのまま使用する。

(2) 服務

- ・勤務時間：概ね9時から6時までの勤務が一般的だが、一部の企業では勤務時間が異なっている場合もあるため、入社前に勤務時間を確認すること。
- ・昼休み：韓国企業では大概昼休みが決められており、職場の中で食事する場合もある。昼休みは大概12時から1時までで、1時間ほどで食事をする。

3. 職場関連用語

(1) メール作成時に役立つ表現

- ・이메일을 보내드립니다. (メールを送付いたします。)
- ・제안드립니다. (提案いたします。)
- ・추가 질문이 있으면 언제든지 연락해 주세요. (他にご質問がございましたら、いつでもご連絡ください。)

(2) 業務関連の表現

- ・논의할 사항이 있습니다. (話し合うべき事柄があります。)
- ・기한이 얼마 남지 않습니다. (期限が近づいています。)
- ・예산을 검토해야 합니다. (予算を見直す必要があります。)
- ・계약 조건을 협의해야 합니다. (契約条件について交渉する必要があります。)
- ・제안드릴게요. (提案させていただきます。)

(3) 会議の表現

- ・회의 일정을 잡을게요. (会議の予定を立てます。)
- ・회의에 참석해 주세요. (会議に出席してください。)
- ・회의 주제는 [주제]입니다. (会議の議題は[議題]です。)

(4) 決裁表現

- ・이 문서를 결재해 주세요. (この文書の決裁をお願いします。)
- ・결재자를 지정해야 합니다. (決裁者を指定する必要があります。)
- ・결재 완료되면 알려드리겠습니다. (決裁が完了したらお知らせいたします。)

このような表現は一般的なビジネスコミュニケーションで有用に活用できる。実際の状況に合わせて適切な表現を選び、練習しておくこと。

III. 進路+就業関連のビザ

外国人留学生が韓国で卒業後に取得できるビザには、求職資格ビザ、就業資格ビザ、居住資格ビザがある。

1. 求職資格ビザ(D-10)

求職資格ビザとは？

一般求職のD-10に変更するか、大学卒業後に韓国で大学院に在学中の場合、留学ビザのD-2ビザが維持され、一定期間の求職活動が可能になる。

一般求職、D-10-1

D-10-1ビザは正式な就職前のインターン活動ができるビザで、E-1～E-7資格に該当する専門職分野に就職するために求職活動を行うビザ(単純労務、労働職インターン勤務不可)である。従って、就職が確定したら当該就職に適したビザに変更する必要がある。

- 期間：一度に6ヵ月ずつ、最大2年まで延長可能
(最大2年間、合計就業期間が1年範囲内、一つの会社につき6ヵ月以内でのみインターン就業が可能)
- 提出書類：出入国・外国人登録管理法施行令で定めた書類
 - 共通書類(申請書、写真、パスポートの写し、手数料、身分証明書の写し)
 - 求職活動計画書(過去6ヵ月間の求職活動の内訳と今後の計画を作成)
 - 韓国語能力立証書類、経歴証明書(該当者に限る)
 - 学位証
 - 在留経費立証書類(1ヵ月最小90万ウォン × 6ヵ月 = 約540万ウォン)
ただし、留学(D-2)在留資格から求職(D-10)在留資格に初めて変更する者については、滞在費の立証書類提出を免除
 - 在留地立証書類(賃貸借契約書)

Tip. インターン勤務時の注意事項

インターン勤務開始後2週間以内に必ず出入国にインターン届出(インターン勤労契約書、事業者登録証の写し、雇用保険加入者名簿を提出)を行うこと

※ (技術創業活動、D-10-2)：法務部長官が定めた要件を満たす企業(機関)とのインターン勤労契約に伴う先端技術分野のインターン活動

- 期間：1回最大1年(ただし、契約書に明示されたインターン期間は超えられない)

2. 就業資格ビザ(E系列)

就業資格ビザ

一般的に大学卒業後、韓国で就職する場合には、一般的な就業ビザのE-7ビザが申請できる。特定活動E-7ビザは専門職種で企業と公共団体に就職する際に必要で、4タイプ、合計87の職種コードがあり、個別に必要とする条件を確認する必要がある。

特定活動、E-7ビザ

E-7ビザは法務部長官が特別に指定した活動(87の職種コード)に従事する人を対象に、専門人材、準専門人材、一般技能人材、熟練技能人材に区分、導入を異にし、弾力的に運営。

<職種コード>

- 期間：3年(主務部署推薦優秀人材、地域特化発展特区及び先端医療複合団地内のE-7職種従事者、経済自由区域内の医療研究開発機関の研究員に対しては5年)
- 資格要件：職種と関連性のある分野の修士以上の学位所持者
- 職種と関連性のある学士学位所持 + 1年以上の当該分野での経験(経歴は学位、資格証取得以降の経歴のみ認定され、先端技術(IT、バイオ、ナノなど)分野従事者に限って卒業以前の当該分野のインターン経験を勤務経験として認定)
- 職種と関連性のある分野での5年以上の勤務経験
- 提出書類：(共通) 申請書、証明写真、パスポートの写し、身分証明書の写し、雇用契約書、学位証、経歴証明書、資格証、雇用推薦書(職種別)

3. 居住資格ビザ(F系列ビザ)

居住資格ビザ

居住F-2ビザや永住F-5ビザなどは永住権に関連したビザで、1回に5年まで居住できる。F-2ビザは韓国人との結婚又は韓国人の子供がいる場合、F-5ビザは韓国に居住する外国人で永住権を持っている場合に該当し、このようないビザも求職活動ができるように許可している。

※ 詳しい発給要件と詳細条件は、ビザ業務資格別案内マニュアルで確認可能(<https://zrr.kr/Gahn>)

Tip. 地域優秀人材ビザ(F-2-R)

地域特化型ビザ制度は、地域に必要な外国人にビザ特例を付与し、地域社会への定着を奨励して、地域経済活動を促進するための制度で、基本要件と地域特化要件を備えた外国人が人口減少地域に一定期間義務的に居住及び就業する条件で、法務部が居住ビザ(F-2)を事前に発給する制度。

- 資格要件
 - 学歴/所得：韓国内の専門学士以上の学位取得者又は卒業予定者
 - 所得：申請日現在で1人当たりの国民総所得の70%以上
 - 居住地：地域特化型ビザ発給対象の自治体に実居住 + 5年以上指定の人口減少地域に居住確約
 - 就業：法務部が指定した業種で、対象自治体のある勤務先に就職及び就職確定 + 5年以上指定の人口減少地域の指定業種で継続して就業活動することを確約
 - 基本素養：社会統合プログラム3段階以上履修 + 韓国語能力試験(TOPIK)3級以上取得
 - 品行方正：韓国・海外の法令違反例があつてはならない
 - 在留資格と期間：F-2-Rビザで最大2年可能

Tip. 在外同胞(F-4)

中国旧ソ連地域の同胞を対象に、単純労務従事の可能性が低い韓国・海外の大学卒業者、法人企業代表、資格証所持者、60歳以上の同胞、社会統合プログラム4段階以上履修者、韓国内の高等学校卒業者、韓国内の初・中・高校在学者などに対し在外同胞資格を付与

- 資格要件：出生により大韓民国の国籍を保有していた人
- 提出書類：(共通) 韓国語能力立証書類、海外犯罪経歴証明書、家族関係記録事項に関する証明書(詳細確認が必要)、外国国籍同胞であることを証明する書類(詳細確認が必要)

Guide 3

生活情報

#生活の便利



I. 住居生活	46
II. 医療保険	49
III. 運転免許の取得	51
IV. 銀行業務	52
V. 携帯電話の開通	56
VI. 郵便サービス	57
VII. リサイクル品の分別排出案内	60
VIII. 犯罪予防	61

I. 住居生活

韓国への留学を決心した後、最初に決定すべきことが学校と居住場所の選択である。学校を選ぶ様々な条件のうち、その学校の寮が手軽に利用できるということは重要である。寮がままならなければ、次の選択肢は下宿又は自炊である。

寮

大部分の大学は自体で寮を運営している。寮は学校内部又は学校から比較的近いところにあり、通学に有利で比較的安い費用で住める。また、図書館やコンピュータ室、体育室、食堂などの付帯施設があるため、学生に様々な便利を提供している。しかし、寮は複数の人が共同で利用する場所であるため、私生活を保護するために生活規則が厳格な方である。寮内の部屋は1人部屋と2人部屋、4人部屋などの大人数の部屋に分けられる。寮の入居条件と居住費用などは学校ごとに差があるため、自分の通う学校の寮に問い合わせること。

下宿

下宿は一般の家庭で部屋と食事を提供し、それに対する費用を毎月支払う居住形態である。下宿は韓国の家庭文化を体験するのよい機会を提供してくれるが、複数の人が共同で居住する場合は私生活の保護が易しくはない。学校の近くには下宿が多いため、直接行って居住環境や居住費用などを調べてから決めること。



住宅の賃借：チョンセ・ウォルセ

寮と下宿を除き、実際に利用される居住形態はチョンセ又はウォルセで住宅を賃借することである。大韓民国におけるウォルセは、一定の金額を保証金として先に提供し、毎月一定の金額(家賃)を支払った後、契約期間が満了すると保証金を返してもらえる形が一般的である。

チョンセは普通、住宅や不動産を長期間借りる際に用いられる用語である。この場合、賃借人は家主に一定の金額を一度に支払い、それに相応する期間家を借りることができる。その後、当該期間が過ぎると普通は保証金を返してもらえる。

チョンセはウォルセよりたくさんの金額を支払う必要があるが、一定期間家賃を払わなくてもいいという長所がある。ウォルセは住宅や不動産を毎月一定の金額を支払って借りることを言う。この場合、保証金は一般的にチョンセより少なく要求される。ウォルセはチョンセに比べ初期費用が少ないが、長期的に見ると合計費用はもっとかかることがある。住宅を選ぶ際は、チョンセとウォルセの長所・短所を効力して、自分の生活に合わせて選ぶことが重要である。チョンセは長期的に生活する際に安定的で、ウォルセは流動的な生活で有利だと言える。

保証金は、チョンセやウォルセの契約時に賃借人が家主に払う一定金額のことである。これは、賃借人が賃貸期間中に住宅を損壊したり、家賃を支払わなかつたりした場合に家主が補償を受けられる保証として適用される。

一般的に保証金は、全体保証金とウォルセやチョンセの金額と状況によって異なる。

保証金は賃借人が契約を終了して住宅を返還する際に、住宅に損壊がなく家賃の滞納がなかつた場合に払い戻される。保証金の金額は一般的にチョンセやウォルセの金額によって異なるが、地域によって異なることもある。保証金は住宅や不動産を賃貸する際の重要な要素の一つであり、契約を結んだ際には保証金に対する条件を明確に理解し、明示しておくことが重要である。

他人の住宅を賃借する場合に注意すべき詳しい法令事項は次のリンクから確認できる。
(<https://zrr.kr/3WAe>)

在留地変更届出

賃借住宅を借りて転入届出をした場合、別途に登記していくなくてもその翌日から第三者に対する対抗力が発生する（「住宅賃貸借保護法」第3条第1項）。つまり、「住宅賃貸借保護法」の適用対象になって、競売などの問題が生じた際に法的保護を受けることができる。

※「対抗力」とは、賃借人が第三者（賃借住宅の譲り受け人、賃貸する権利を小遣した人及びその他に賃借住宅に関して利害関係を持つ人）に賃貸借の内容を主張できる法律上の力を言う（「住宅賃貸借保護法」第3条第1項）。「住宅賃貸借保護法」の保護対象は大韓民国国籍を持つ自然人であり、外国人は原則的に「住宅賃貸借保護法」の保護対象にはならない（「住宅賃貸借保護法」第1条）。しかし、住宅を賃借した外国人が転入届出に準ずる在留地変更届出を行った場合は、例外的に「住宅賃貸借保護法」の保護対象となる（「出入国管理法」第88条の2第2項及びソウル民事地方裁判所1993.12.16.宣告 93기합73367第11部判決：確定）。従って、賃借住宅に入居した場合は、その転入した日から15日以内に新しい在留地の市・郡・区又は邑・面・洞の長やその在留地を管轄する出入国管理事務所長・出入国管理事務所出張所長に必ず在留地変更届出を行う必要がある（規制「出入国管理法」第36条第1項）。これを違反して在留地変更届出を行わない場合、100万ウォン以下の罰金に処される（「出入国管理法」第98条第2号）。

※在留地変更届出に関する詳細は、探しやすい生活法令情報の<入国-外国人登録-外国人登録>で確認できる。

※出典：探しやすい生活法令情報(<https://zrr.kr/bwNX>)

Tip. 不動産有用APP



チクバン(직방)



タバン(다방)



ネイバー不動産

韓国の不動産関連情報を提供するプラットフォームアプリである。チョンセ、ウォルセ、売買など様々なタイプの不動産情報を入手し、不動産仲介人とのリアルタイムチャットを通じて関心のある家についての情報確認と希望の条件に合った家が探せる。

II. 医療保険

外国人の健康保険制度案内

健康保険制度とは、国民の健康と社会保障のために発生可能性のある疾病と負傷に対して予防、診断、治療などを保障する制度である。2021年3月1日から外国人留学生は当然(義務)加入になる。外国人留学生の健康保険料は、前年度末の地域加入者世帯当たりの平均保険料を基準として算定されるが、在留資格が留学(D-2)に該当する場合にはその保険料の50%が軽減される。

健康保険の加入対象と手続き

- ☞ 次の資格要件をすべて満たした外国人留学生が、国民健康保険公団に地域加入者の資格取得を申請すると、健康保険地域加入者になれる。
 - 職場加入者になる在外國民又は外国人ではないこと
 - 韓国内に6ヵ月以上居住したか、永住資格取得、非専門就職(E-9)の在留資格取得、結婚、留学、一般研修などの事由で継続して居住することが予想されること
 - 「出入国管理法」第31条によって外国人登録を行った人で、「国民健康保険法施行規則」別表9による在留資格がある人
- ☞ 外国人留学生は国民健康保険公団に届出せずとも、自動的に国民健康保険に加入する。
 - 留学(D-2)、初・中・高校生(D-4-3)の在留資格で最初の入国時、外国人登録日に加入になる。
 - 留学(D-2)、初・中・高校生(D-4-3)の在留資格で外国人登録後再入国時、再入国日に加入になる。
 - 初・中・高校生(D-4-3)以外の一般研修(D-4)在留資格で入国時、入国日から6ヵ月後に加入になる。
- ☞ 場合によって国民健康保険に加入するために以下の書類を提出することもある。
 - 家族関係や婚姻・離婚事実を確認できる書類(世帯員の場合に限る)
 - 所得と財産の程度を確認できる次の書類
 - 所得金額証明願、年金支払内訳確認書
 - チョンセ・ウォルセ契約書、建築物台帳、土地台帳
 - 自動車登録証
 - 廃業事実証明願、休業事実証明願
 - 所得支払先で発行した解雇(退職)事実を証明する書類
 - 入庫証明書(廃車確認)など
 - 外国人登録証の写し又は外国人登録事実証明 1部
 - 入学又は在学証明書 1部

健康保険料の算定基準

☞ 外国人留学生の保険料は、その個人をそれぞれ一つの世帯と見て、内国民である地域加入者と同一の基準に従って算定する。

☞ 在留資格が留学(D-2)、一般研修(D-4)の場合には、次の区分に則った比率で健康保険料が軽減される。

1. 2021年3月分から2022年2月分までの月別保険料：100分の70

2. 2022年3月分から2023年2月分までの月別保険料：100分の60

3. 2023年3月分からそれ以降の月別保険料：100分の50

※ 出典：法制処 探しやすい生活法令情報[健康保険の加入] 100問100答

* 国民健康保険外国人人民願(業務)センター運営

1577-1000(利用問い合わせ)又は033-811-2000(英語、中国語、ベトナム語、ウズベキスタン語)相談可能

Tip. 救急医療ポータル(E-GEN)

中央救急医療センターは救急医療機関と医療機関の診療情報を収集して、関連機関と対国民情報提供サービスを救急医療ポータルE-Gen(<https://www.e-gen.or.kr>)と救急医療情報提供(アプリ)を通じて提供している。

The screenshot shows the main interface of the E-GEN portal. At the top, there's a navigation bar with links for 'Intro' and 'NEMC', and tabs for '증후정보' (Symptom Information), '달달이린이병원' (Dallyrin Children's Hospital), '응급의료모니터링' (Emergency Medical Monitoring), and '응급의료통계' (Emergency Medical Statistics). On the right side of the header are buttons for '고객센터' (Customer Service), '사이트맵' (Site Map), '통합검색' (Unified Search), and a 'Search' bar.

The main content area has several sections:

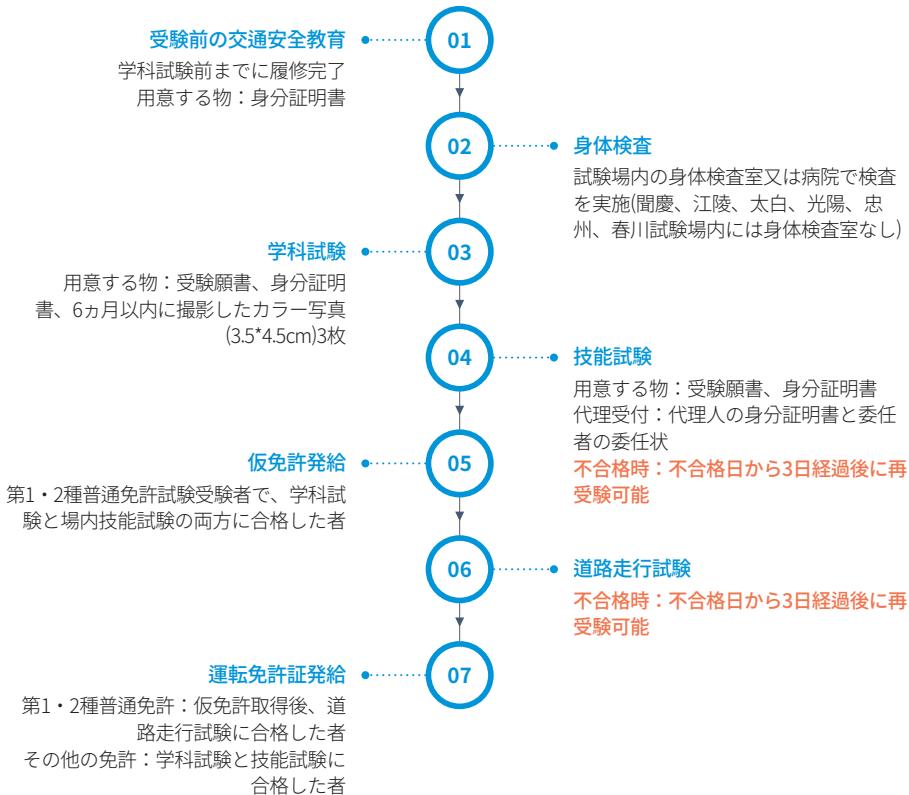
- 응급실 찾기**: A teal box with a map of South Korea showing the location of emergency rooms. It includes a search bar for '지역 선택 또는 병원명으로 검색' (Select region or hospital name) and a '서울' button.
- 병원·약국 찾기**: A purple box with a map showing the locations of hospitals and pharmacies. It includes a search bar for '주변에 위치한 병원·약국 정보를 알려드립니다.' (Information about nearby hospitals and pharmacies).
- 민간구급차 검색**: A purple box showing an ambulance icon and text about finding civilian emergency vehicles.
- 자동심장충격기**: A green box with icons for AEDs and text about finding AED locations.
- 총보자료**: A blue box with a video camera icon and a link to '응급의료기관 평가 결과' (Evaluation results of emergency medical institutions).
- 공지사항**: A grey box with a bell icon and a link to '응급의료정보제공 서비스' (Emergency medical information provision service).

On the right side of the page, there's a sidebar with various links and icons:

- FAQ
- ↑ TOP
- NEMC
- 내 주변
- 달 및 어린이병원
- 보건복지부 응급의료기관 평가 결과
- NEDIS 자료신청
- 응급의료정보제공 APP 다운로드
- 업무 지원안내 상담 가능 시간 (오전 08:30 ~ 12:00)

III. 運転免許の取得

韓国の運転免許の取得手続き



韓国に合法的に居住している外国人の場合、上の手続きに従って運転免許を取得でき、学科試験時には韓国語、英語、中国語、ベトナム語のうちから可能な言語で問題を解くことができる。

外国免許を韓国免許に交換

外国で発給された外国運転免許証だけでは韓国で運転することはできないが、外国の権限のある機関で交付された運転免許証の所持者は、更新手続きを通じて韓国の免許に交換発給を申請できる。

※ 出典：安全運転統合民願(<https://www.safedriving.or.kr> Tel. 1577-1120)

Tip. 韓国内の運転免許取得関連法令と情報 (<https://zrr.kr/4ff0>)

IV. 銀行業務

韓国ではいろいろな金融機関を通じて預金やファンド、そして保険商品など様々な商品と金融サービスを受けることができる。ただし、全ての金融取引は比較的厳格な韓国内の規定の適用を受けているため、場合によっては当該規定により、韓国に在留中の外国人の金融取引が制限されることもある。特に、外国為替取引の場合、取引の種類によって必要書類と取引限度などが適用されるため、関連規定に留意する必要がある。一般的な銀行業務時間は午前9時から午後4時までである。

1. 通帳作り(口座開設)

口座開設とも言われる通帳作りは、銀行訪問後に職員の案内に従って行うこと。



通帳作りの手続き

用意する物

身分証明書(パスポート、外国人登録証、住民登録証のうち一つ)、印鑑(署名)、金融取引目的証憑書類



番号札をひく

順番待ち発券機で番号札をひき、案内表示板に自分の番号が表示されるまで待つ。



銀行員と相談

銀行の職員に「通帳や口座を開設しに来た」と言い、必要な場合はインターネットバンキングとキャッシュカード(ATMを利用して現金の出し入れができるカード)も申請する。



申請書の作成

住民登録番号(外国人登録番号)、生年月日、住所、連絡先、押印(署名)などを正確に作成する。



パスワードを決める

4桁の通帳のパスワードとキャッシュカードのパスワードを決める。



発行を確認する

発行された通帳とキャッシュカードをきちんとします。

共同認証書の発行方法

用意する物

ユーザーID：インターネットバンキングを申請するときに作ったID

- 口座番号、口座パスワード、住民登録番号(外国人登録番号)

- 口座振込パスワード、セキュリティカードかOTP、移動式保存媒体



銀行の公式サイトにアクセス
インターネットを通じて銀行の公式サイトにアクセスする。



認証センターに入って「発行」
を選択

個人の認証センターに入って「共同認証書発行」ボタンか「共同認証書新規発行」ボタンを押す。



共同認証書を選択

銀行/クレジットカード/保険用共同認証書を選択する。発行手数料は無料

yessign 공동인증서 발급에 따른 개인정보 수집 및 이용 동의

금융결제원은 인증서 발급을 위한 개인정보 수집 및 이용 종류(수신처)

금융결제원은 인증서 발급 절차와 관련하여 인증서비스 안정성 확보 및 고객 재산의 보호를 위해 다음과 같이 개인정보를 수집하고자 합니다.

□ 개인정보 수집 이용 내역(금수신처)

항목	목적	보유기간
인증서 파일 확보, 인증서 부정발급 및 부정 사용 차단		
사용 패턴 분석 및 이동 경로 추적		

위의 「yessign 공동인증서」 발급에 따른 개인정보 수집 및 이용, 제3자 제공에 동의합니다.

yessign 공동인증서 발급에 따른 개인정보 제3자 제공에 대한 동의

금융결제원은 인증서 발급을 위한 개인정보 제3자 제공에 대한 종류(수신처)

금융결제원은 인증서 발급 및 부정사용 방지 관리를 위하여 다음과 같이 기업과 개인정보를 제공하게 제공하고자 합니다.

□ 개인정보 제3자 제공 내용

제공받는 자	제공 목적	제공 항목	보유기간
인증서 파일 확보, 인증서 부정 사용 차단			

위의 「yessign 공동인증서」 발급에 따른 개인정보 제3자 제공에 대해, 제3자에게 제공합니다.

전체약관에 동의합니다.

위 내용에 동의하여 공동인증서를 발급받으시겠습니까?

확인 **취소**



規約に同意

利用者本人確認

案内に従って住民登録番号(外国人登録番号)、口座番号、口座パスワード、セキュリティカードかOTPの数字などを入力して、本人認証手続きを経る。銀行によって本人認証手続きが先になることがある。

保存位置選択と共同認証書のパスワード入力
共同認証書の保存位置を選択する際は、コンピュータよりは移動式保存媒体(USB)に保存した方が安全である。共同認証書のパスワードは、金融取引において非常に重要な情報であるため、英字と数字、特殊文字を組み合わせて他人にわからないように作る。住民登録番号(外国人登録番号)や本人の誕生日、電話番号などの個人情報をパスワードに使わないようにする。

2. 送金

外国人が海外にお金を送ろうとするときは、最寄りの銀行で送金できる。外国為替取引銀行を通じて送金でき、年間10万米ドルの範囲内で証憑なしに海外に送金できる。もし10万米ドルを超えた場合は、銀行が要求する書類を提出する必要がある。銀行別に手数料に差があるため、事前によく調べて送金すること。

Tip. 金融犯罪の被害予防

- 電話で通帳番号やカード番号、パスワードなどを教えて欲しいと言われた場合は、ビッシング(ボイスフィッシング)を疑う必要がある。また、留学生自身がビッシング犯罪の巻き添えにならないようにする。
- インターネットバンキングに関連して、IDとパスワードの管理をしっかり行い、他人の知られないようにする。また、公認認証書の管理を徹底する。

3. 両替

外国為替やトラベラーズチェックは韓国の銀行や空港などにある両替所で手軽に両替できる。ただし、銀行ごとに両替できる通貨が異なることがあるため、大金を両替したりドル以外の貨幣を両替したりする場合は、事前に銀行に問い合わせること。また、一般的にインターネットバンキングの両替為替レートの適用が有利であるため、それを活用するのも賢い方法である。

Tip. 韓国の貨幣単位



1ウォン



10ウォン



50ウォン



100ウォン



500ウォン



1,000ウォン



5,000ウォン



10,000ウォン



50,000ウォン

V. 携帯電話の開通

最寄りの携帯電話代理店にいろいろな必要書類を用意して訪問すると、すぐに携帯電話が開通できる。携帯電話の開通のために必要な物は、外国人登録証(後払い料金制使用可能)、パスポート(前払い料金制使用可能)、学生証、携帯電話の料金制や機器の費用支払いのためのクレジットカード又は現金である。

通信キャリアによって要求書類が相違するため、加入したいキャリアに問い合わせること。料金は、キャリアごとに顧客の様々なライフスタイルと生活パターンに合わせて差別化した料金制を提供している。また、キャリア3社と郵便局などの格安料金制を使ってデータと付加サービスが利用できるため、詳細はポータルサイトで検索してみること。

キャリア別の外国人対応可能電話番号



SKT: 080-011-6000

カスタマーセンターに電話してから外国語サービスにつないでもらうこと、英語・中国語・日本語



KT: 02-2190-1180

外国人専担チーム、英語・中国語・日本語



LG: 1544-0010

カスタマーセンターに電話してから外国語サービスにつないでもらうこと、英語



VI. 郵便サービス

1. 郵便サービス

手紙やハガキ、小包などを送るためには、最寄りのポストに入れるか、直接地域の郵便局に行って送ることができる。規格外の封筒やハガキの場合には郵便局に行く必要がある。手紙や小包を送る際は、封筒に必ず住所と郵便番号を記載すること。物流サービスは郵便局だけでなく、DHLやFederal Express、UPS、宅配会社などを通じても利用できる。

(1) 韓国内郵便

地域の郵便局に行くと全国の郵便番号簿が備わっている。受取人住所の郵便番号を記載してから、規格封筒かどうか郵便物の重さなどによって切手を貼る。窓口で別途に書留郵便を出す場合は領収証が発行される。書留郵便は高いが郵便物の引渡しと配達過程が記録されるため、郵便物の経路を追跡できる。

▶ 郵便局案内

郵便顧客満足センター： 1588-1300

業務時間：平日 09:00～18:00 / 土曜日 09:00～13:00

郵便物の料金と手数料

タイトル	内容	重量	普通郵便料金
規格郵便物	5gまで	400ウォン	
	5gを超えて25gまで	430ウォン	
	25gを超えて50gまで	450ウォン	
通常郵便物	50gまで	520ウォン	
	50gを超えて1kgまで	50gごとに120ウォン加算	
規格外郵便物	1kgを超えて2kgまで	200gごとに120ウォン加算	
	2kgを超えて6kgまで	1kgごとに400ウォン加算	

※ 重量が50gを超える場合、規格外郵便物に該当(規格要件は「郵便物規格」参照)

※ 韓国内特急は30kgまで(6kgを超えて1kgごとに400ウォン加算)

※ 50gまでの規格外ハガキは450ウォン(規格外封筒25gを超えて50gまでの料金)適用

(2) 国際郵便

外国に送る郵便物の場合、郵便局の窓口で受けている。急ぎの手紙や書類、小包などを最も安全に外国に配達する国際郵便サービスの「Express Mail Service(EMS)」は、郵便局が外国の公信力のある郵便当局と締結した特別協定によって運営されている。差出人と受取人の住所、氏名、電話番号、内容物名、数量、内容品の価格などを正確に記入して郵便物に貼って提出する。手紙や

郵便ハガキ、エアメール、印刷物、パッケージなど郵便物の種類と重量によって料金には差があるため、必ず確認すること。国際郵便物(EMS、航空小包・書留)発送後、配達照会する際は郵便局の顧客満足センター(1588-1300)と郵便局のEMS公式サイト(<https://ems.epost.go.kr>)でできる。

品物別海外運送の可否

送れる品物	送れない品物
<ul style="list-style-type: none"> • 手紙、各種書類、プレゼントと商品などを最高30kgまで送れる。ただし、スペインやアルゼンチン、バングラデシュなどの一部の国の場合、取扱重量が20Kg以下に制限されている。到着国別の取扱禁止品目などの詳細は、郵便局のサイトで確認できる。 • 業務用書類(Official Communications) • 商業用書類(Commercial Papers) • コンピュータデータ(Computer Data) • 金融機関間の交換小切手(Check Clearances) • 商品見本(Business Samples) • マグネットックデータ(Magnetic Tape)・マイクロフィルム(Microfilm) • 商品(Merchandise : 国によって取扱を禁じている場合もある) 	<ul style="list-style-type: none"> • UPUで定めた禁止品物 (UPU協約第25条、通常/小包共通) • 麻薬類、向精神性物質、爆発性・可燃性又はその他危険な物質、放射性物質、わいせつ又は非道徳的物質 • 配達国で輸入や流布を禁じている品物 • 飲食物(特にキムチ)、韓薬、動・植物類、松茸など • 内容物の性質や包装によって職員に危険を与えるか、他の郵便物又は郵便設備を汚染、又は毀損する可能性のある品物 <p><その他禁止品物></p> <ul style="list-style-type: none"> • コインや銀行券、貨幣などの法定通貨、送金為替、各種持参人払有価証券類、トラベラーズチェック、加工又は非加工の金・銀など宝石と貴金属、クレジットカード、航空券、ユーライルパス(EurailPass)

※ 禁止品目を発送した場合、品物を押収されたり追加の税金が賦課されたりすることもある。必ず取扱可能な品目であるかを確認してから発送すること。

2. 宅配サービス

受取人に直接配達される宅配サービスは、一般郵便に比べ費用は高いが安全で早く届くという長所がある。また、受取人の連絡先を記載しておくため、紛失の危険性も低い。書類から小荷物、重量物まで差出人の家から受取人の家の前まで、電話一本で宅配便ドライバーが直接訪問、受付けて、全国どこでも受付翌日配送が開始される。(ただし、公休日や記念日などを除く。一部の地域や島嶼、山間地域など交通の便が悪い地域は配達日が1~2日遅延することがある。)

電話申請以外にも各宅配会社の公式サイトに入会してから事前予約でき、宅配料金は受領地域や品物の種類とサイズ、貨物の状態、数量などによって異なるが、各宅配会社の公式サイトで照会できる。

郵便局宅配サービス

- 郵便局宅配の場合、直接郵便局に行って顧客が直接申請でき、受付翌日に配達される。済州は受付の翌々日(D+2日)に配達される。
- 料金は重量とサイズのうち大きい方の値を基準として、次の段階の料金を適用し、サイズ(縦横高さの合計)は最大160cm以下である。重量は最大30Kg以下で、一辺の最大の長さは100cm以内に限って取り扱う。
- 同一地域は配達と受付地域が同じ市・道で、済州で受け付けた他地域宛ての小包は済州地域に該当する料金を適用する。

3. クイックサービス(バイク便)

宅配サービスよりもっと早く届けるクイックサービスは、オートバイと車を利用して24時間以内に受取人に依頼物を直接届けてくれる。しかし、配達範囲に制限があるため、宅配のように全国に送るのは難しい。インターネットと電話で365日24時間、年中無休で予約、受付しているところが多く、会社によって現金決済以外にもクレジットカードや無通帳振込、携帯電話決済などが可能である。利用料金は送り先と受取先の距離と品物の種類及び重量によって異なり、各会社の公式サイトで料金照会してみることができる。



VII. リサイクル品の分別排出案内

▶ 正しいゴミ出し方法(分別排出がきちんと出来ていないと回収不可)



リサイクル品の分別排出案内

必ず分別してリサイクル品回収ボックスに入れること

廃ペットボトル (ドリンク・ミネラルウォーター)



透明と有色を分別して指定の排出ボックスに入れる

段ボール箱



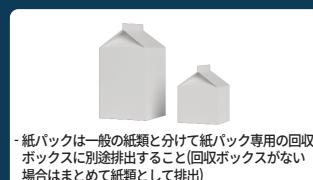
- テープなどの紙類ではない材質は剥がすこと
- 异物が混ざらないように折りたたんで排出すること

新聞・冊子類



- スプリングなどの紙類ではない材質は取り除いてから排出すること

紙パック

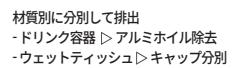


- 紙パックは一般的な紙類と分けて紙パック専用の回収ボックスに別途排出すること(回収ボックスがない場合はまとめて紙類として排出)

プラスチック類



必ず異物・水気を取り除いてからリサイクル品として排出



- 材質別に分別して排出
- ドリンク容器▷ アルミホイル除去
- ウェットティッシュ▷ キャップ分別

その他



- 付着物を取り除いてから分別排出(付着物▷ 従量制(指定)ゴミ袋、本体▷ リサイクル品)

廃家電製品(大型/小型)の分別排出方法(無償回収)

対象品目

大型

冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、自販機、ランニングマシン、コピー機、電気浄水器、空気清淨機、電子レンジ、食洗機、冷温浄水器、除湿器など

小型

電気炊飯器、掃除機、加湿器、ノートパソコン、ドライヤー、扇風機、アイロン、ミキサー、携帯電話(バッテリーを含む)、温水洗浄便座など

排出方法

事前予約方法(排出者が個別申請)

1. コールセンター電話: [1599-0903](tel:1599-0903)(平日 08:00~18:00) 2. インターネット公式サイト: www.15990903.or.kr

*セット品目: PCセット(本体+モニター)、オーディオセット/小型家電は5個以上なら回収申請可能

大型廃棄物

電気カーペット/翡翠マット/照明機器/楽器/電気マッサージチェア/家具(たんす、ベッド、マットレスなど)

大型廃棄物として自治体に個人別申請(問い合わせは当該区郡の清掃管理部署)

*別途処理手数料負担

VIII. 犯罪予防

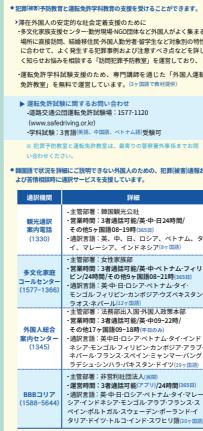
警察庁では在留外国人の安全な定着を支援するため、多文化治安活動の一環として外国人のための犯罪被害予防ガイドを14言語で制作・配布した。



犯罪通報ガイド

SOS 1

解説者及び監修者ガイド	
犯行報道（原慎一）	112
国内外暴力センターアクセス（菅原信）	117
火災対応と避難行動指針（酒井信）	119
ハッキング!スマートフォン犯罪対策書（KISA）	118
女性喫茶店経営（女性喫茶店）	1366
多文化家庭用コンピュータ（女性喫茶店）	1577-1586
その他の連載書籍ガイド	
外国人就労用コンピュータ（法務省）	1345
府県別労働センター（行政公務全般）	110
外国人就労内規（内閣府）	1330
人権侵害の根拠法（人権監視委員会）	1331
法律相談（大日本律師会）	132
児童虐待規制法（保健福祉部）	129
青少年イギヤー問題（女性喫茶店）	1388



※ 出典：警察庁 外国人のための犯罪予防ガイド

Tip. 韓国生活に役立つアプリ

1. カカオトーク(Kakao Talk)

大韓民国で最もよく使用されている代表メッセンジャーアプリで、無料通話とチャットができる。

2. マップ:  カカオマップ(Kakao Map)、 ネイバーマップ(Naver Map)

大韓民国で最も早い道案内はもちろん、グルメや周辺のおすすめなど、マップ検索時に使用できる。

3. パパゴ(Papago)

多国語翻訳のできるアプリで、文書翻訳や辞書など韓国語の勉強に役に立つ。

4. オンライン決済： ネイバーペイ、 pay 力カオペイ

携帯電話にクレジット/チェックカードを連動し、オンライン決済ができる。

5. フードデリバリー： ペダレミンジョク(配達の民族)、 キヨキヨ、 クーパンイーツ
食べ物の注文からデザート、ドリンクの出前まで、デリバリーアプリを使って利用できる。

6. 大学生活 :  EVERY TIME、 キャンパスピック(Campuspick)、 スクサク(Ssgsag)
時間割り作成、授業レビュー、授業スケジュール、大学コミュニティ、掲示板の利用などを
を通じて学生とコミュニケーションし、対外活動情報などが手に入る。

Guide 4

付録

#タメになる情報



国民の祝日	64
実用韓国語	65
国立国際教育院の紹介	66
緊急連絡先	67
駐韓外国大使館の連絡先	68

国民の祝日

日にち	祝日名
1月1日	新年初日
(陰暦)1月1日	ソルラル
3月1日	三一節
(陰暦)4月8日	お釈迦様の誕生日
5月5日	子供の日
6月6日	顯忠日
8月15日	光復節
(陰暦)8月15日	秋夕
10月3日	開天節
10月9日	ハングルの日
12月25日	クリスマス

※振替休日：「祝日に関する法律」による休日が土曜日や日曜日、他の祝日と重なった場合は、振替休日を指定して運営できる。



実用韓国語

日本語	韓国語(韓国語の発音)
こんにちは。	안녕하세요. (アンニヨンハセヨ)
名前は何ですか。	이름이 뭐예요? (イルミ ムオエヨ?)
私の名前は…	제 이름은 … 입니다. (チェイルムン…イムニダ)
出身はどちらですか。	어디서 오셨어요? (オディイソ オショッソヨ?)
私は…から来ました。	저는 …에서 왔어요. (チョヌン…エソ ワッソヨ)
お会いできてうれしいです。	만나서 반갑습니다. (マンナソ パンガプスムニダ)
	안녕히 계세요.
さようなら。	(アンニヨンヒ ケセヨ) - その場を後にするとき残る人に 안녕히 가세요. (アンニヨンヒ カセヨ) - その場に残るとき行く人に
わかりません。	모르겠습니다. (モルゲッスムニダ)
韓国語は話せますか。	한국말 하실 줄 아세요? (ハングンマル ハシル チュルアセヨ?)
ええ、少し。	예, 조금요. (イエ、チョグムヨ)
…を韓国語でどう言いますか。	…를 한국말로 어떻게 말해요? (…ルル ハングンマルロ オットケ マルヘヨ?)
失礼します！	실례하겠습니다! (シリレハゲッスムニダ)
これはいくらですか。	이거 얼마예요? (イゴ オルマイエヨ?)
すみません！	미안합니다! (ミアナンニダ)
ありがとうございます。	감사합니다. (カムサハムニダ)
手伝っていただけますか。	좀 도와주실 수 있나요? (チョム トワジュシルス インナヨ?)
(トイレ/薬局)はどこですか。	(화장실/약국)이 어디예요? (ファジョンシル/ヤックク)イ オディイエヨ?
もう一度言っていただけますか。	다시 한 번 말씀해 주시겠어요? (タシ ハンボン マルスムヘジュシゲッソヨ?)
ゆっくり話していただけますか。	천천히 말씀해 주시겠어요? (チョンチヨニ マルスムヘジュシゲッソヨ?)
書いてください！	적어 주세요! (チヨゴ ジュセヨ!)
これは何ですか。	이게 뭐예요? (イゴ ムオエヨ?)
私は韓国語が下手です。	저는 한국말 잘 못해요. (チョヌン ハングンマル チャル モッテヨ)
はい/いいえ	네/아니요 (ネ/アニヨ)

国立国際教育院の紹介

国立国際教育院



グローバル人材の養成と国際教育交流・協力の代表機関としての役割を果たしている教育部所属責任運営機関

主な事業



① Study in Korea

- 留学生の誘致拡大のための韓国留学博覧会*開催及び韓国留学総合システム**運営
- * 韓国留学博覧会 ↗ 国別のカスタマイズ博覧会、自治体連携博覧会、専門大特化博覧会、テーマ型博覧会を運営
- ** 韓国留学総合システム(www.studyinkorea.go.kr) ↗ 韓国留学情報とオンライン入学申請などのワンストップサービスを提供
- 外国人留学生相談センターを運営*し、進路・就職などカスタマイズ相談サービスを提供

* 提供言語(8カ国)：韓国語、英語、中国語、インドネシア語、スペイン語、ロシア語、モンゴル語、フランス語



② GKSプログラム(Global Korea Scholarship Program)

- 優秀な外国人学生に奨学金を支給するなど、韓国内の高等教育機関留学を支援して親韓・知韓グローバル人材を養成
 - 長期課程 ↗ 博士課程、修士課程、学部課程、専門学士課程支援
 - 短期課程 ↗ 優秀交換学生支援
- 募集要綱：<https://www.studyinkorea.go.kr> → K Scholarship → GKS Notice



③ 韓国語能力試験運営

- 在外同胞・外国人の韓国語使用能力が評価できる韓国語能力試験(TOPIK)実施

対象	韓国語を母国語としていない在外同胞・外国人
受験目的	大学進学、就職、韓国語の実力確認など
評価領域	TOPIK I (初級)/ TOPIK II (中・高級)/ TOPIKスピーチ評価

- 公式サイト：<https://www.topik.go.kr>

緊急連絡先

犯罪の届出と緊急電話

犯罪の届出(警察庁)	112
学校暴力届出センター(警察業)	117
火災・救急患者・緊急救助の届出(消防庁)	119
ハッキング・スパム・個人情報侵害の届出(韓国インターネット振興会)	118
女性緊急相談電話(女性家族部)	1366
タヌリコールセンター(女性家族部)	1577-1366

その他生活民願(業務)

外国人総合案内センター(法務部)	1345
政府業務案内コールセンター(行政安全部)	110
外国人観光案内(韓国観光公社)	1330
人権侵害の陳情・相談(国家人権委員会)	1331
法律相談(大韓法律救助公団)	132
児童保護専門機関(保健福祉部)	129
青少年サイバー相談電話(女性家族部)	1388



駐韓外国大使館の連絡先

国	電話番号	メール
ガーナ	02-3785-1427	seoul@mba.gov.gh / ghanaembassy.seoul.kr@gmail.com
ガボン	02-793-9575	ambagabonseoul@gmail.com
ヴァテマラ	02-771-7582	embcorea@minex.gob.gt
教皇庁	02-736-5725	anunciaturekr@gmail.com
ギリシャ	02-729-1400	gremb.sel@mfa.gr / greekemb@naver.com
ナイジェリア	02-797-2370	chancery@nigerianembassy.or.kr
南アフリカ共和国	02-2077-5900	political.seoul@dirco.gov.za
オランダ	02-311-8600	seo@minbuza.nl
ネパール	02-3789-9770	nepembseoul2015@gmail.com
ノルウェー	02-727-7100	emb.seoul@mfa.no
ニュージーランド	02-3701-7700	nzembsel@mfat.net
ニカラグア	02-6272-1670	nicaseoul@gmail.com
デンマーク	02-6363-4800	selamb@um.dk
ドミニカ共和国	02-756-3513	info@embadomkr.gob.do
ドイツ	02-748-4114	info@seoul.diplo.de
東ティモール	02-797-6151	ttlembassy.seoul@gmail.com
ラオス	02-796-1713	laoembassy.seoul@gmail.com
ラトビア	02-2022-3800	embassy.seoul@mfa.gov.lv
ロシア	02-318-2116	rembskorea@mid.ru / protokol.rembskorea@mid.ru
レバノン	02-794-6482	seoul.leb@gmail.com
ルーマニア	02-797-4924	seoul@mae.ro
ルワンダ	02-798-1052	infoseoul@embassy.gov.rw
リビア	02-797-6001	libya.o.home@gmail.com
リトアニア	02-2031-3500	amb.kr@urm.lt
マーシャル諸島	02-6951-3181	info@rmiembassykr.com
マレーシア	02-2077-8600	mwseoul@kln.gov.my
メキシコ	02-798-1694	embcorea@sre.gob.mx / contactocore@sre.gob.mx
モロッコ	02-793-6249	info@moroccoembassy.kr
モンゴル	02-798-3464	seoul@mfa.gov.mn
アメリカ	02-397-4114	embassyseoulpa@state.gov
ミャンマー	02-790-3814	seoul-embassy@mofa.gov.mm

国	電話番号	メール
バングラデシュ	02-796-4056	mission.seoul@mofa.bd
ベネズエラ	02-732-1546	embavenezcorea@gmail.com
ベトナム	02-720-5124	vietnamembassyseoul@gmail.com
ベルギー	02-749-0381	seoul@diplobel.fed.be
ベラルーシ	02-2237-8171	korea@mfa.gov.by
ボリビア	02-318-1767	embolseul@gmail.com
ブルガリア	02-794-8625	embassy.seoul@mfa.bg
ブラジル	02-738-4970	ambassador.seul@itamaraty.gov.br
ブルネイ	02-790-1078	seoul.korea@mfa.gov.bn / brunei.korea@gmail.com
サウジアラビア	02-2022-7400	ksaemb.kr@gmail.com
セネガル	02-745-5554	senegalembassyseoul@gmail.com
セルビア	02-797-5109	embserbseul@yahoo.com / srb.emb.repkkorea@mfa.rs
スーダン	02-793-8692	embsudankr@gmail.com
スリランカ	02-735-2966	mission@slembkr.org / slemb.seoul@mfa.gov.lk
スウェーデン	02-3703-3700	ambassaden.seoul@gov.se
イス	02-739-9511	seoul@eda.admin.ch
スペイン	02-794-3581	emb.seul@maec.es
スロバキア	02-794-3981	emb.seoul@mzv.sk
スロベニア	02-797-9971	sloembassy.seoul@gov.si
シエラレオネ	02-792-8911	info@sierra-leone.or.kr
シンガポール	02-774-2464	singemb_seo@mfa.sg
アラブ首長国連邦	02-790-3235	seoulEMB@mofa.gov.ae
アルゼンチン	02-796-8144	ecoresec@mrecic.gov.ar
アイルランド	02-721-7200	seoulembassy@dfa.ie
アゼルバイジャン	02-797-1765	seoul@mission.mfa.gov.az
アフガニスタン	02-793-3535	seoul@mfa.af
アルジェリア	02-794-5034	dzemb@algerianemb.or.kr
アンゴラ	02-792-8463	secretariado@angolaembassy.or.kr
エストニア	02-6077-3700	embassy.seoul@mfa.ee
エクアドル	02-739-2401	eecucorea@cancilleria.gob.ec
エチオピア	02-744-8558	seoul.embassy@mfa.gov.et
エルサルバドル	02-753-3432	embsalseoul@gmail.com
イギリス	02-3210-5500	enquiry.seoul@fcdo.gov.uk

国	電話番号	メール
オマーン	02-790-2431	seoul@fm.gov.om / oman.kr@gmail.com
オーストリア	02-721-1700	seoul-ob@bmeia.gv.at
ホンジュラス	02-738-8402	embassy@hondurasembassykr.com
ヨルダン	02-318-2897	seoul@fm.gov.jo
ウルグアイ	02-6245-3179	urucoreadelsur@mrree.gub.uy
ウズベキスタン	02-574-6554	uz.embassy.seoul@gmail.com
ウクライナ	02-790-5696	emb_kr@mfa.gov.ua
イラク	02-790-4202	seoemb@mofa.gov.iq
イラン	02-793-7751	iranemb.sel@mfa.ir
イスラエル	02-3210-8500	info@seoul.mfa.gov.il
エジプト	02-749-0787	egyptian.embassy.seoul@gmail.com
イタリア	02-750-0200	embassy.seoul@esteri.it
インド	02-798-4257	amb.seoul@mea.gov.in / hoc.seoul@mae.gov.in
インドネシア	02-2224-9000	seoul.kbri@kemlu.go.id
日本	02-2170-5200	info@so.mofa.go.jp
ザンビア	02-793-1961	zamembseoul@gmail.com
ジョージア	02-792-7118	seoul.emb@mfa.gov.ge
中国	02-771-9020	
チェコ	02-725-6765	seoul@embassy.mzv.cz
チリ	02-779-2610	corea@minrel.gob.cl
カザフスタン	02-379-9714	seoul@mfa.kz
カタール	02-798-2444	qatarembassy@koreamail.com
カンボジア	02-3785-1041	camemb.kor@mfaic.gov.kh
カナダ	02-3783-6000	seoul@international.gc.ca
ケニア	02-3785-2903	info@kenya-embassy.or.kr
コスタリカ	02-753-9300	embcr-kr@rree.go.cr
コートジボワール	02-3785-0561	info.seoul@diplomatique.gouv.ci
コロンビア	02-720-1361	ecoreadelsur@cancilleria.gov.co
コンゴ民主共和国	02-722-7958	congokoreaembassy@gmail.com
クウェート	02-3270-8714	info@kuwaitembassy.kr
クロアチア	02-310-9660	croemb.seoul@mvep.hr
キルギスタン	02-379-0951	kgembassy.kr@mfa.gov.kg
タジキスタン	02-792-2535	tjkoreaemb@mfa.tj

国	電話番号	メール
タンザニア	02-793-7007	info@tanzaniaembassy.kr
タイ	02-795-0095	thaiembassy.sel@mfa.mail.go.th / thaisel@mfa.go.th
トルクメニスタン	02-796-9975	tmembassy.skr@gmail.com
チュニジア	02-790-4334	at.seoul@diplomatie.gov.tn
テュルキエ	02-3780-1600	embassy.seoul@mfa.gov.tr
パナマ	02-734-8610	panama@embaseoul.kr
パラグアイ	02-792-8335	coreaembaparsc@mre.gov.py / pyemc3@gmail.com
パキスタン	02-796-8252	protocol@pkembassy.or.kr
パプアニューギニア	02-2198-5771	pngembassy@kunduseoul.kr / pngembassyyeoul@gmail.com
ペルー	02-757-1736	embaperu@peruembassy.kr
ポルトガル	02-3675-2251	seul@mne.pt
ポーランド	02-723-9681	seul.amb.sekretariat@msz.gov.pl
フランス	02-3149-4300	info.seoul-amba@diplomatie.gouv.fr
フィンランド	02-792-6396	sanomat.seo@gov.fi
フィリピン	02-3701-0300	seoulpe@philembassy-seoul.com
ハンガリー	02-792-2105	mission.sel@mfa.gov.hu
オーストラリア	02-2003-0100	seoul-inform@dfat.gov.au

※ 出典：外交部駐韓公館住所録(<https://www.mofa.go.kr>)



グローバルな第一歩 韓国留学の手引き

発 行 国立国際教育院

編 集 韓国留学支援チーム

発行月 2023年12月